

黒部市高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度

黒 部 市

はじめに



わが国の高齢化率は上昇の一途をたどっています。本市の高齢化率は、国より高い水準となっており、高齢者人口のうち半数以上が後期高齢者となっています。また、本市では今後、総人口の減少及び後期高齢者人口の増加により更なる高齢化率の上昇が予想されており、ますます高齢者福祉施策の重要性は高まってまいります。

このような状況のもと、このたび本格的な長寿社会に対応するため、本市では、「健康寿命の延伸が図られ、高齢者が生きがいを持って住み続けることができるまち」を基本目標とし、令和6年度から令和8年度までの黒部市高齢者福祉計画を策定いたしました。

本計画では、高齢者がいつまでも元気なまちを目指し、高齢者が出かけやすく出かけて楽しいまちづくりを推進するほか、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療や介護などが包括的に確保される包括ケアシステムの深化・推進に取り組むこととしております。加えて、深刻な介護人材不足への対応として、支え手である住民や介護人材の確保育成事業により一層力を入れて取り組んでまいります。

これまでも市民の皆様方をはじめ、福祉団体や事業者、関係団体の皆様方のご協力のもと、本市の高齢者福祉施策を展開してまいりましたが、本計画の実現のため、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画を策定するに当たり、多大なご尽力を賜りました高齢者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂きました関係者の皆様方に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

黒部市長 武隈 義一

黒部市高齢者福祉計画目次

第1編 総論

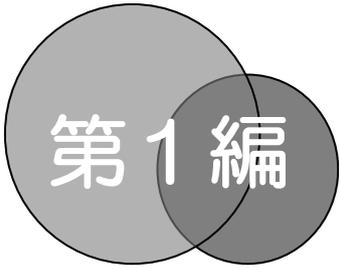
第1章 高齢者福祉計画の概要	1
第2章 黒部市の現状	4
第3章 高齢者福祉施策の方針	12

第2編 各論

第1章 高齢者の生きがいづくりの推進	
第1節 高齢者の就業支援	17
第2節 生涯学習の推進	20
第3節 ボランティア・NPO 活動の育成・推進	22
第4節 高齢者が出かけやすく出かけて楽しいまちづくりの推進	24
第2章 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり	
第1節 高齢者の支援体制整備	29
第2節 福祉サービスの充実	32
第3節 相談体制等の充実	41
第4節 安全な生活環境づくり	43
第5節 認知症施策の推進	49
第3章 包括的な介護保険事業の提供	
第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進	55
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	59
第3節 介護保険サービスの充実	69
第4節 支え手である住民や介護人材の確保及び育成	86

資料編

資料1 計画策定の経過	89
資料2 黒部市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	90
資料3 黒部市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	91
資料4 用語解説	92
資料5 介護サービス用語解説	98



第1編

総論

第1章 高齢者福祉計画の概要

第2章 黒部市の現状

第3章 高齢者福祉施策の方針

第1章 高齢者福祉計画の概要

.....

1 計画策定の背景

国勢調査によりますと、全国で65歳以上高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は令和2年度で28.6%、富山県は32.6%、本市においては、32.2%であり、富山県や本市では全国よりも早いペースで高齢化が進んでいることが分かります。

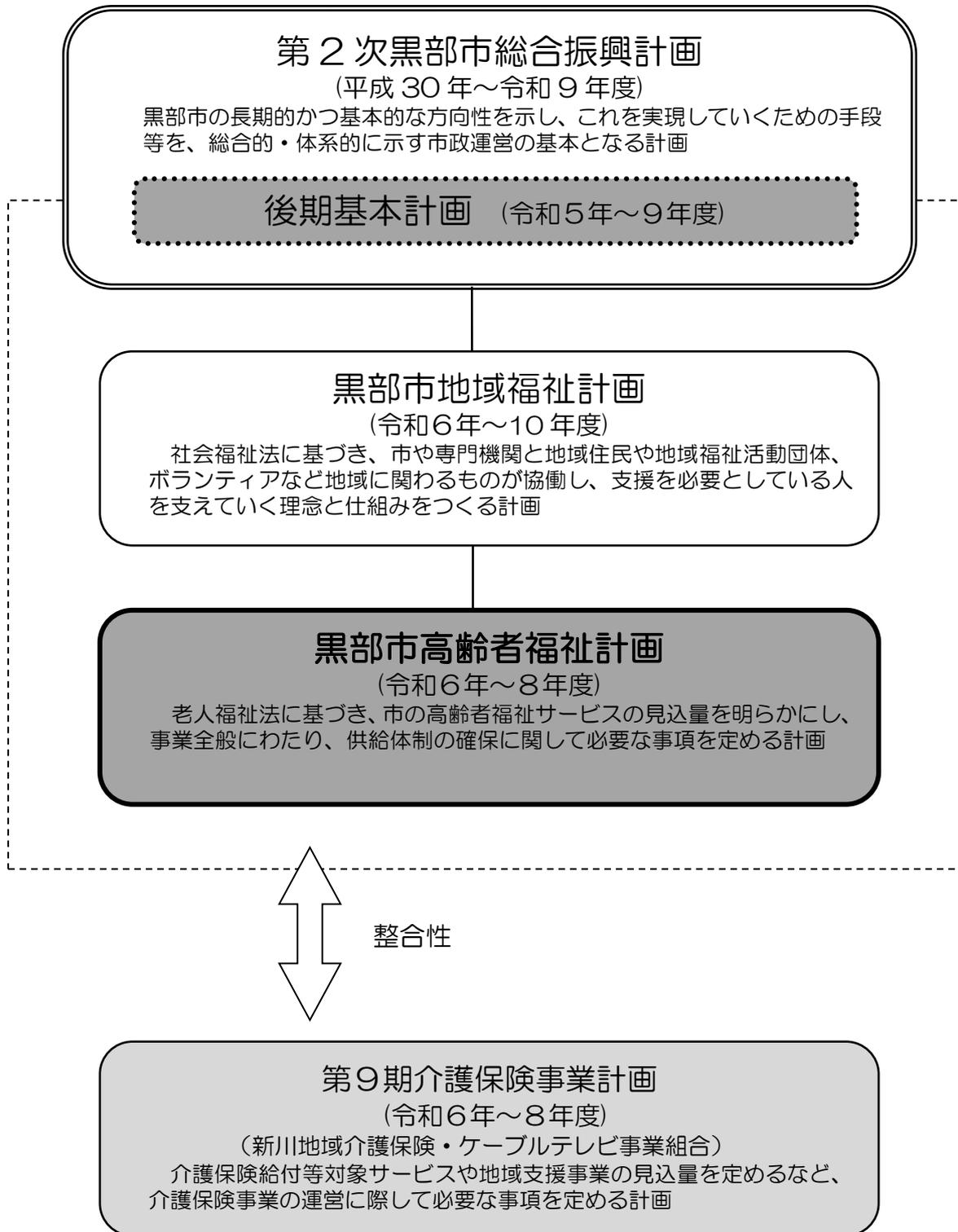
国の推計によりますと、将来的にもこの傾向は続くと考えられ、今後も、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。これに伴い、医療や介護、生活支援に関する事など、高齢者に関するニーズも多様化することが予測され、本市としても、引き続き、こうしたニーズに的確に対応していく必要があります。

2 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定などを図ることを目的に市町村が策定するものです。全ての高齢者を対象として、必要な福祉サービス事業の量や、福祉関連事業の推進方法等を在宅・施設施策それぞれについて策定し、高齢者福祉施策の推進に努めるものとされています。また、介護保険法第117条の規定により、介護保険事業計画と一体で作成することとされています。本市においては、黒部市、入善町、朝日町で構成する新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合が作成する第9期介護保険事業計画と整合性を図りながら策定していくこととしています。

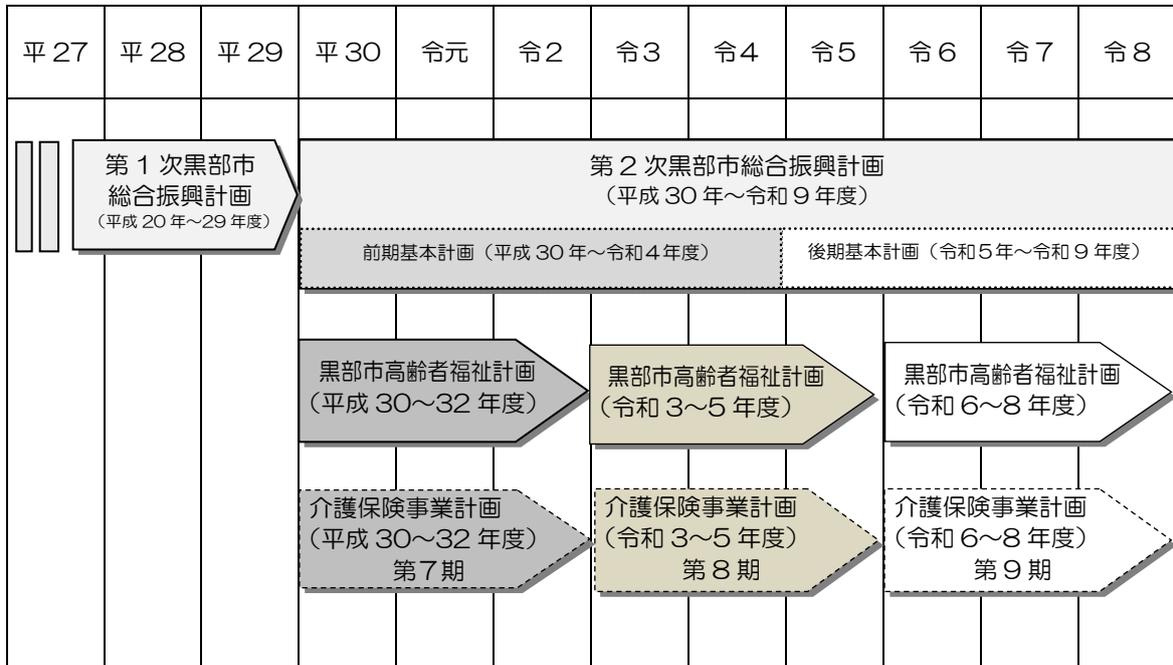
本計画は、令和3年3月に策定した、「黒部市高齢者福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の見直しを行い、黒部市総合振興計画後期基本計画の施策の展開方針である『健康寿命の延伸が図られ、高齢者が生きがいを持って住み続けることができるまち』を基本目標に、高齢者施策をよりきめ細かく推進するための新たな「高齢者福祉計画」を策定するものです。

— 計画の位置付け（イメージ） —



3 計画の期間

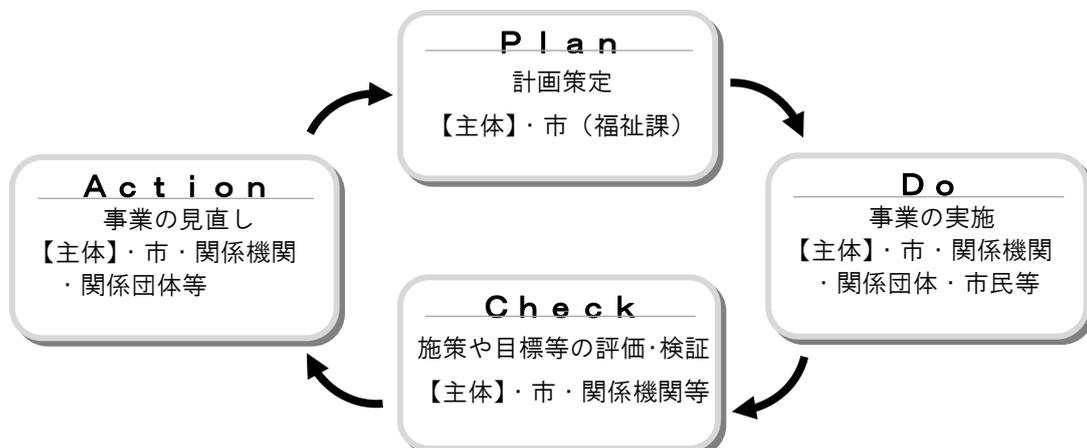
黒部市高齢者福祉計画は、介護保険法による介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年計画としました。本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。



4 計画の推進

本計画の推進に当たっては、計画に盛り込んだ目標値や見込量の進捗状況を把握し、福祉課を中心に市関係部局、関係機関及び関係団体と連携を取りながら、点検・評価を行います。課題等がある場合には、PDCAサイクルによる施策の改善を図ります。

なお、計画期間においても、国の制度改正や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



第2章 黒部市の現状

1 人口の推移

5年ごとの国勢調査によりますと、本市の人口は、全国と同様に減少傾向にあり、将来的に見ても、この傾向は続いていくものと見込まれます。

また、高齢化率も国より高い水準となっており、高齢者人口のうち半数以上が後期高齢者となっています。

本市では今後、総人口の減少及び後期高齢者人口の増加により、更なる高齢化率の上昇が予想されており、高齢者福祉の重要性は益々高まっています。

【人口の推移】

(単位：人)

	実績値		推計値				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
	(H27)	(R2)	(R7)	(R12)	(R17)	(R22)	(R27)
総人口	40,991	39,638	38,761	37,348	35,797	34,175	32,585
年少人口 (15歳未満)	5,194	4,730	4,381	4,070	3,816	3,666	3,510
生産年齢人口 (15～64歳)	23,300	22,161	21,372	20,415	19,319	17,601	16,444
高齢者人口 (65歳以上)	12,497	12,747	13,008	12,863	12,662	12,908	12,631
前期高齢者 (65～74歳)	6,204	6,024	4,937	4,622	4,654	5,210	5,120
後期高齢者 (75歳以上)	6,293	6,723	8,071	8,241	8,008	7,698	7,511
高齢化率	30.5%	32.2%	33.6%	34.4%	35.4%	37.8%	38.8%
後期高齢化率	15.4%	17.0%	20.8%	22.1%	22.4%	22.5%	23.1%

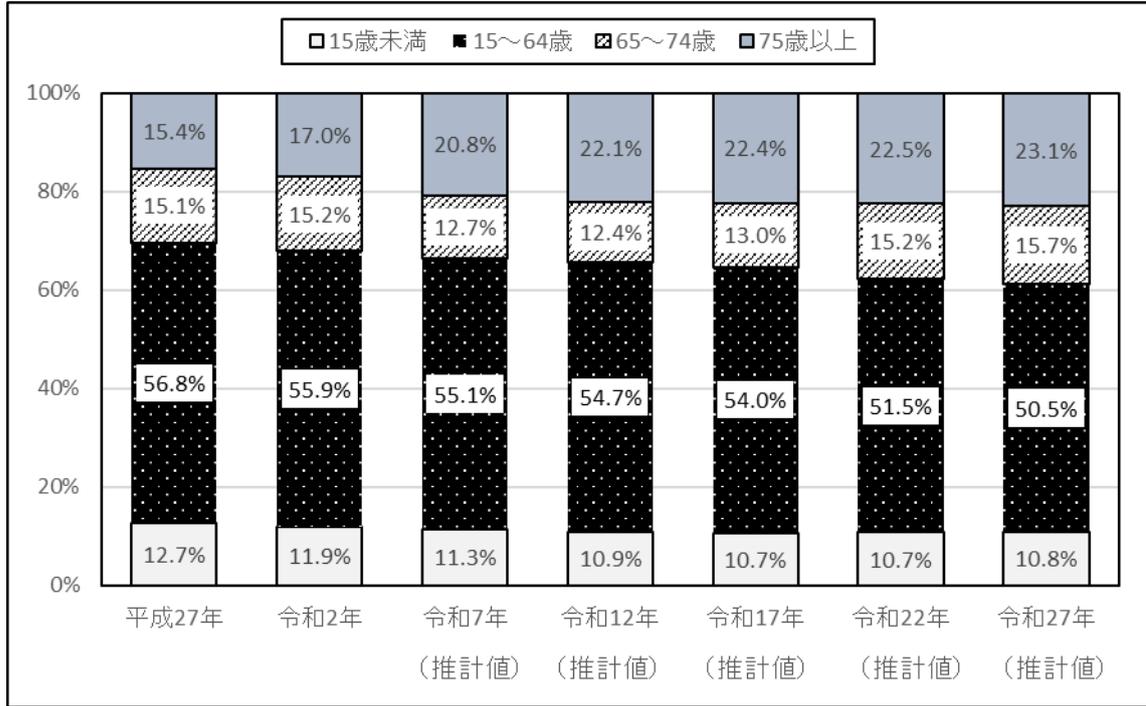
資料／実績値 国勢調査（各年10月1日現在）

推計値 国立社会保障・人口問題研究所

（注）年齢不詳人口がいた場合は、総人口と整合性を図るため、各年齢層の人口割合で按分を行っています。

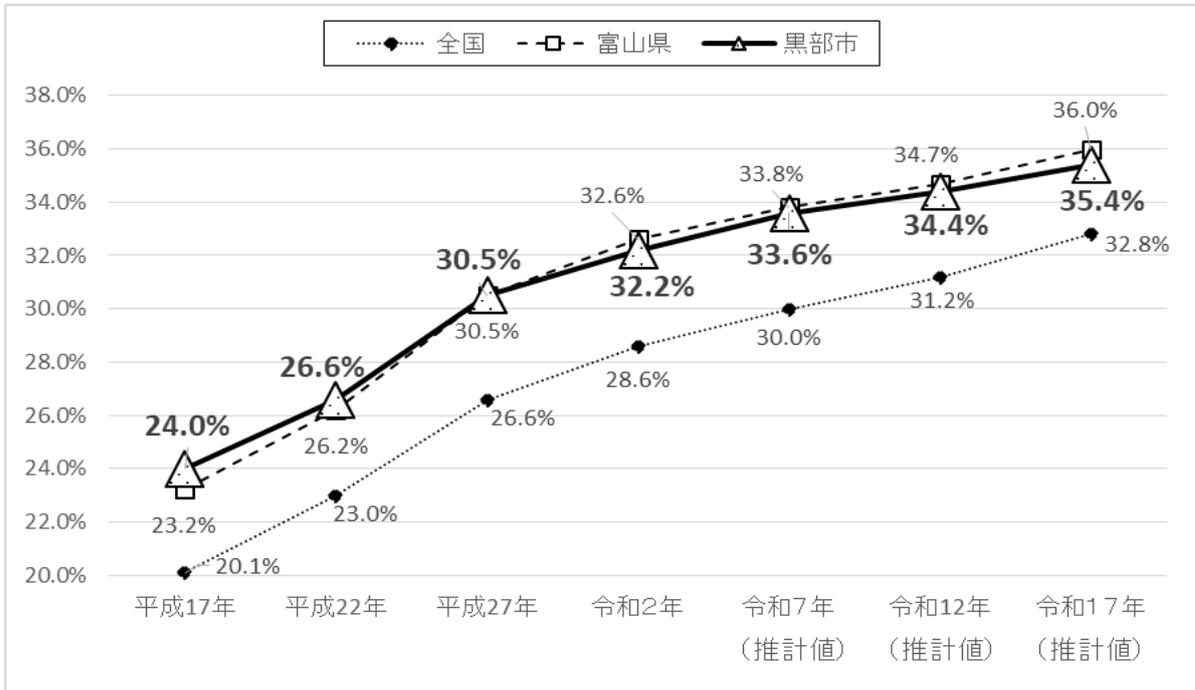
※コーホート要因法：男女別の5歳階級ごとに時間変化（出生・死亡・移動）を軸に人口の変化を把握する手法で、国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省）の推計法。

[年齢 4 区分別人口割合の推移]



資料／実績値 国勢調査（平成 27、令和 2 各年 10 月 1 日現在）
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所（令和 7、12、17、22、27 年）
 年齢 4 区分別人口割合＝年齢 4 区分別人口÷総人口

[高齢化率の推移（全国・富山県・黒部市）]



資料／実績値 国勢調査（平成 17、22、27、令和 2 各年 10 月 1 日現在）
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所（令和 7、12、17 年）
 高齢化率＝高齢者人口÷総人口

2 地区別人口の状況

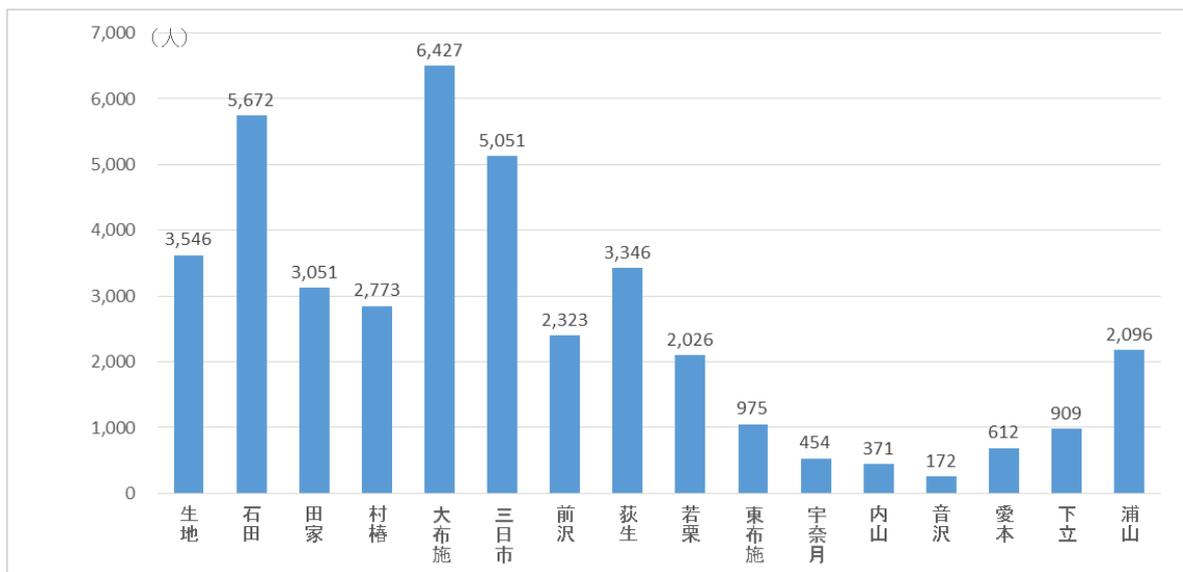
地区別の人口規模をみると、大布施（6,427人）、石田（5,672人）、三日市（5,051人）が大きく、音沢（172人）、内山（371人）、宇奈月（454人）が小さくなっています。

また、年齢別にみると、15歳未満（年少人口）の割合は荻生（14.5%）で最も高く、大布施（14.3%）と続きますが、どの地区においても15歳未満（年少人口）よりも65歳以上（高齢者人口）の割合が高い状況です。

高齢化率は、内山（56.9%）、音沢（52.9%）、下立（50.2%）、愛本（49.7%）などで高く、他地区に比べ、より高齢化が進んでいることがわかります。

その一方で、高齢化率について大布施は24.0%、田家は25.0%と低くなっており、地区によって高齢化の状況に差がみられます。

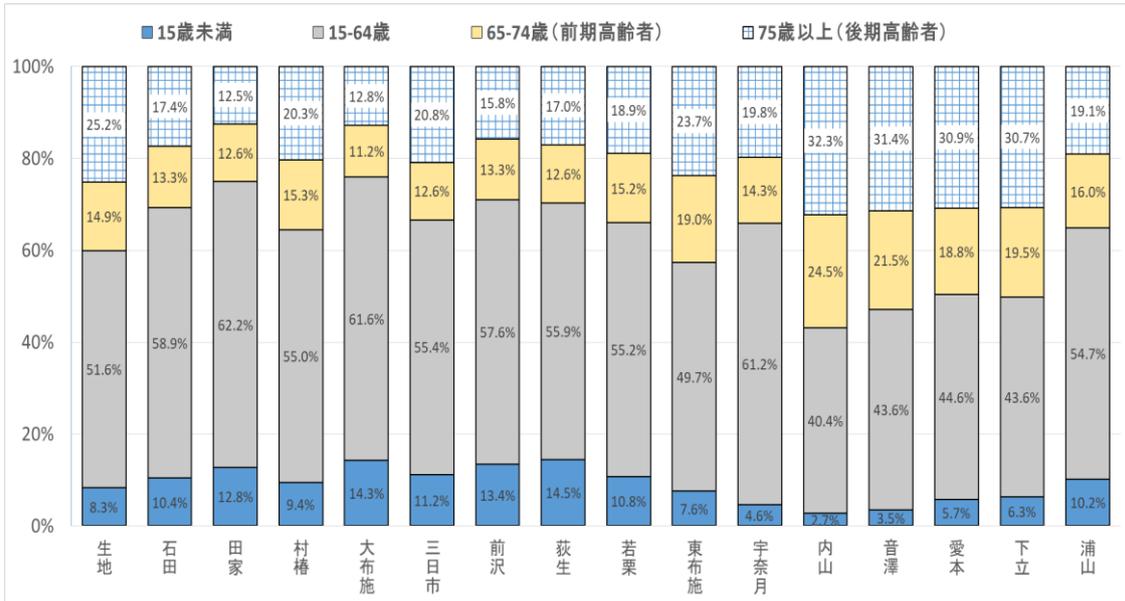
[地区別人口の状況]



資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

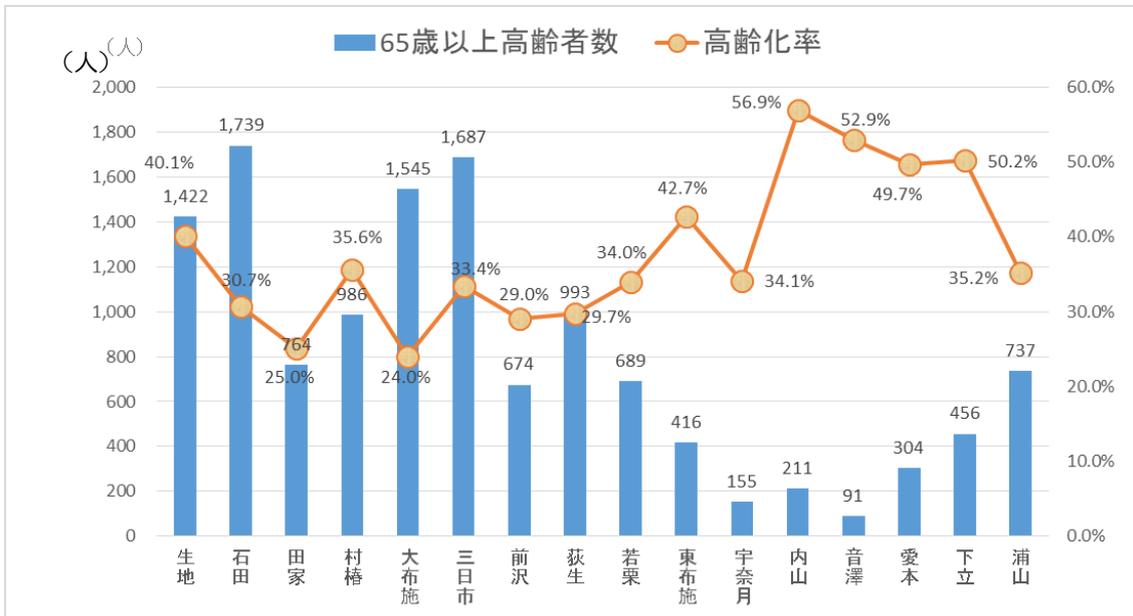


[地区別の年齢4区分別人口割合の状況]



資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

[地区別高齢化率の状況]



資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

大布施・田家地区の高齢化率が低い要因としては、近年の宅地造成やアパート建設等により、若年層の転居等による増加が考えられます。

3 65歳以上高齢者世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯の比率を全国と比較してみると、国より高い比率となっています。一方で高齢者単身世帯の比率は、年々増加傾向ではありますが、国より低く、平成27年以降は県よりも低くなっています。高齢者夫婦世帯は県、市ともに令和2年度には国より比率が低くなっています。

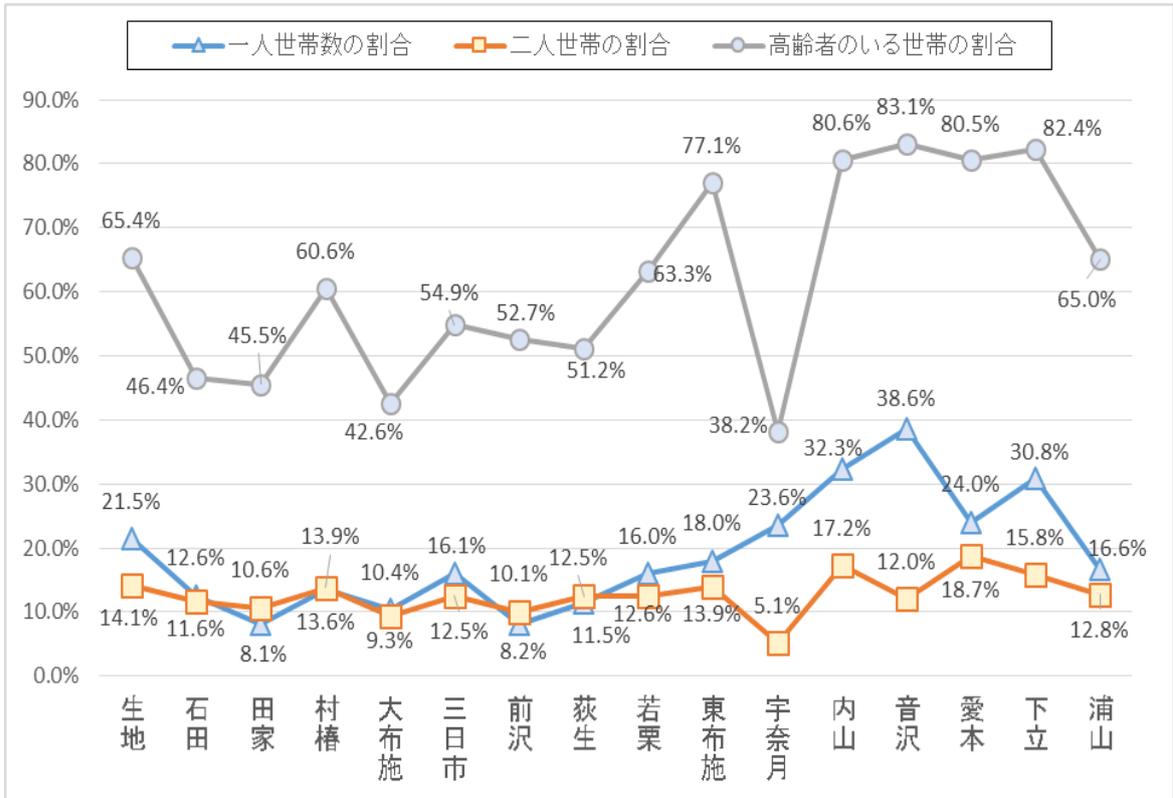
地区別にみると、高齢者のいる世帯の割合は、宇奈月（38.2%）、大布施（42.6%）、田家（45.5%）、石田（46.4%）が低く、音沢（83.1%）、下立（82.4%）、内山（80.6%）が高くなっています。

[高齢者のいる世帯の推移]

区分	一般世帯数 (世帯)	高齢者のいる世帯											
						高齢者単身世帯数			高齢者夫婦世帯数				
		世帯数 (世帯)	比率(%)			世帯数 (世帯)	比率(%)			世帯数 (世帯)	比率(%)		
			市	県	国		市	県	国		市	県	国
平成12年	13,761	6,103	44.3	43.5	32.2	753	5.5	5.6	6.5	1,143	8.3	7.9	7.8
平成17年	14,282	6,684	46.8	45.3	35.1	991	6.9	6.8	7.9	1,362	9.5	9.3	9.1
平成22年	14,564	7,211	49.5	47.8	37.3	1,189	8.2	8.2	9.2	1,563	10.7	10.6	10.1
平成27年	14,737	7,718	52.4	51.5	40.7	1,400	9.5	10.2	11.1	1,773	12.0	12.2	11.4
令和2年	15,203	7,818	51.4	50.9	40.7	1,622	10.7	11.5	12.1	1,702	11.2	11.2	12.3

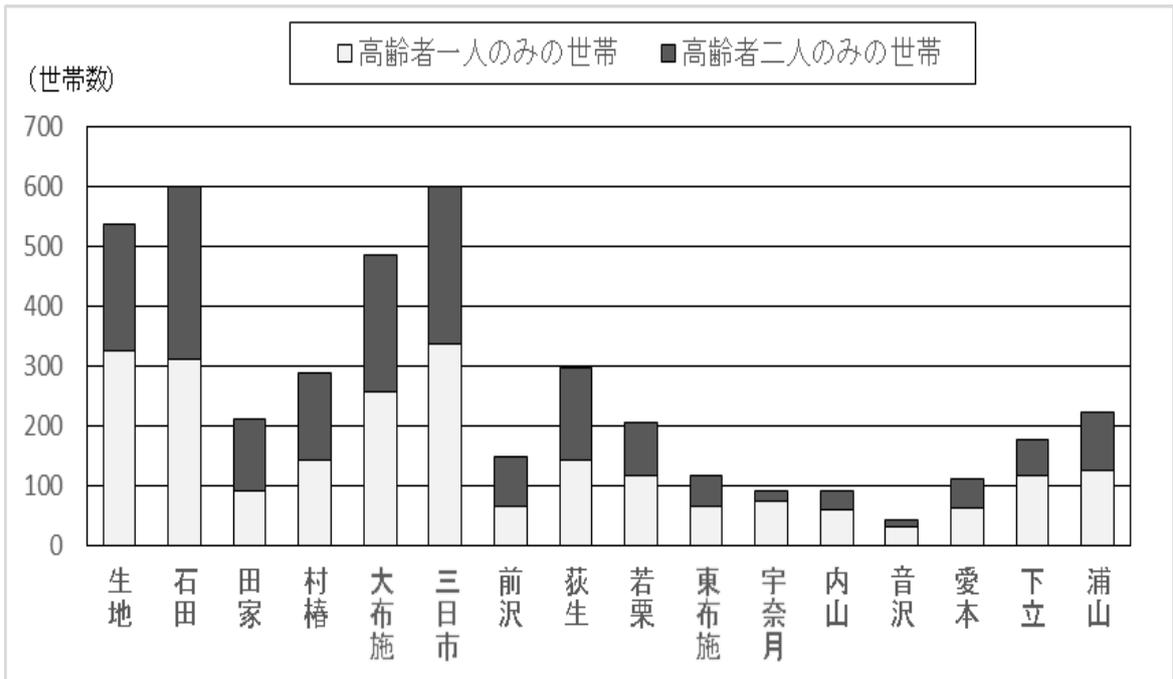
資料／平成12年～令和2年（各年10月1日現在）：国勢調査

[地区別にみた高齢者のいる世帯の状況―世帯割合]



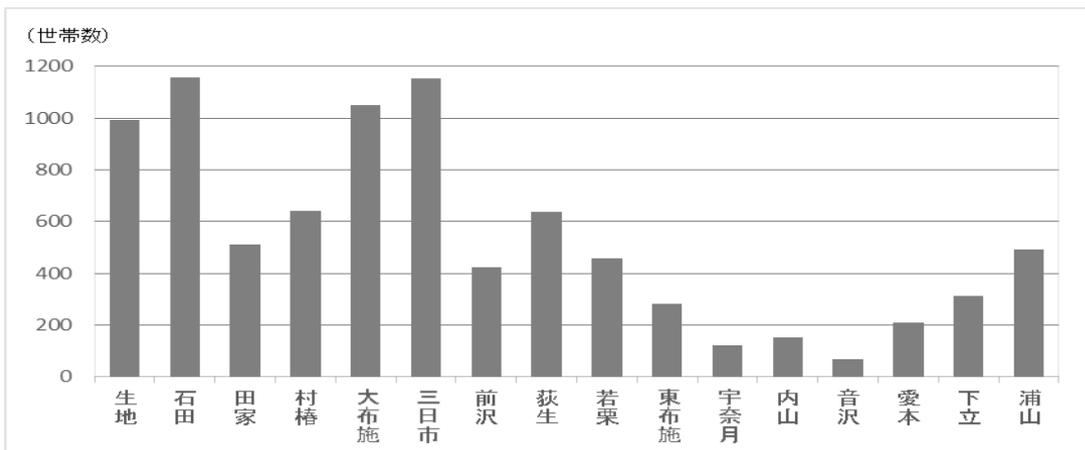
資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

[地区別にみた高齢者一人のみの世帯、二人のみの世帯数]



資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

[地区別にみた高齢者がいる世帯数]



資料／住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

4 健康寿命について

令和5年3月策定の第3次黒部市健康増進計画では、「輪になって みんなで つくろう 健康黒部」を基本理念とし、基本目標である「健康寿命の延伸」を目指すこととしております。

参考

[全国の平均寿命と健康寿命]

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均寿命	男	81.41 歳	81.56 歳	81.47 歳	81.05 歳
	女	87.45 歳	87.71 歳	87.57 歳	87.09 歳
健康寿命	男	72.68 歳	-	-	-
	女	75.38 歳	-	-	-

[富山県の健康寿命]

		平成27年	平成28年	令和元年	令和2年
平均寿命 (全国順位)	男	80.61 歳 (27位)	—	—	81.74 歳 (15位)
	女	87.42 歳 (8位)	—	—	87.97 歳 (10位)
健康寿命 (全国順位)	男	—	72.58 歳 (8位)	72.71 歳 (20位)	—
	女	—	75.77 歳 (4位)	76.18 歳 (10位)	—

資料／全国の平均寿命は、厚生労働省「簡易生命表」、富山県の平均寿命は、厚生労働省「都道府県別生命表」。
健康寿命は、「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料3-1」。

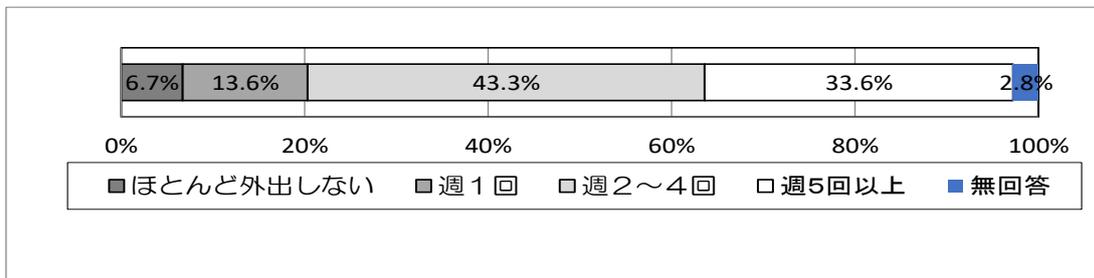
5 高齢者の外出状況

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合では、令和5年1～3月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、65歳以上の方を対象に行いました。

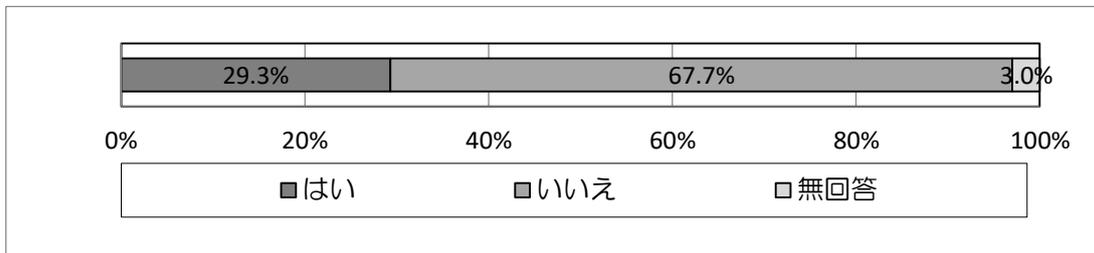
閉じこもり傾向の有無を調べる「外出を控えているか」の問いに「はい（控えている）」と答えた方は29.3%でした。

各事業を通じて、交通手段の確保や、外出機会の提供を実施し、健康や生きがいづくりを図る必要があります。

[週に1回以上は外出しているか]



[外出を控えているか]



[外出を控えている理由]

(%)

足腰などの痛み	外での楽しみがない	交通手段がない	(失禁など) トイレの心配	病気	経済的に出られない	(聞こえの問題など) 耳の障がい	目の障がい	(脳卒中の後遺症など) 障がい	その他	無回答
39.1	17.0	15.2	13.1	11.3	9.4	7.3	5.8	2.4	34.8	0.7

資料／新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書
(令和5年5月) 配布数 5,000票、回収数 (n) 3,216票

第3章 高齢者福祉施策の方針

1 高齢者福祉計画の基本目標

本計画では、本格的な長寿社会に対応するため、黒部市総合振興計画後期基本計画の基本理念である「市民の参画と協働によるまちづくり」、「みんなでつくろう黒部の未来」、「みんなのチャレンジを応援し、住む人が輝き、人が人を呼び込むまち」を基に、『健康寿命の延伸が図られ、高齢者が生きがいを持って住み続けることができるまち』を基本目標として、高齢になっても誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるように高齢者福祉施策、介護保険事業計画を総合的に推進していくことを方針とします。

2 高齢者福祉計画の推進目標

(1) 高齢者の生きがいづくりの推進

コロナ禍で住民同士の関係がますます希薄化する中、高齢者がいつまでも元気なまちを目指し、出かけやすいまちづくり、出かけて楽しいまちづくりを推進します。

また、65歳まで定年が延長されるなど、高齢者を取り巻く就労環境が変化する中、地域社会の中で自らの豊かな経験と知識・技能を活かし、自立的・積極的に参加できるよう支援を推進するとともに、高齢期を健康で生きがいをもって過ごせるよう、生きがいづくり対策を推進します。また、様々な分野においてNPOやボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり

高齢者が住み慣れた地域において安全で安心して暮らし続けることができるよう、見守り活動など地域で支える体制づくりや福祉サービスの充実・提供に努め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また認知症について、普及啓発と予防、早期発見・早期対応、認知症高齢者とその家族等を支える相談体制の充実等、認知症施策の推進に努めます。

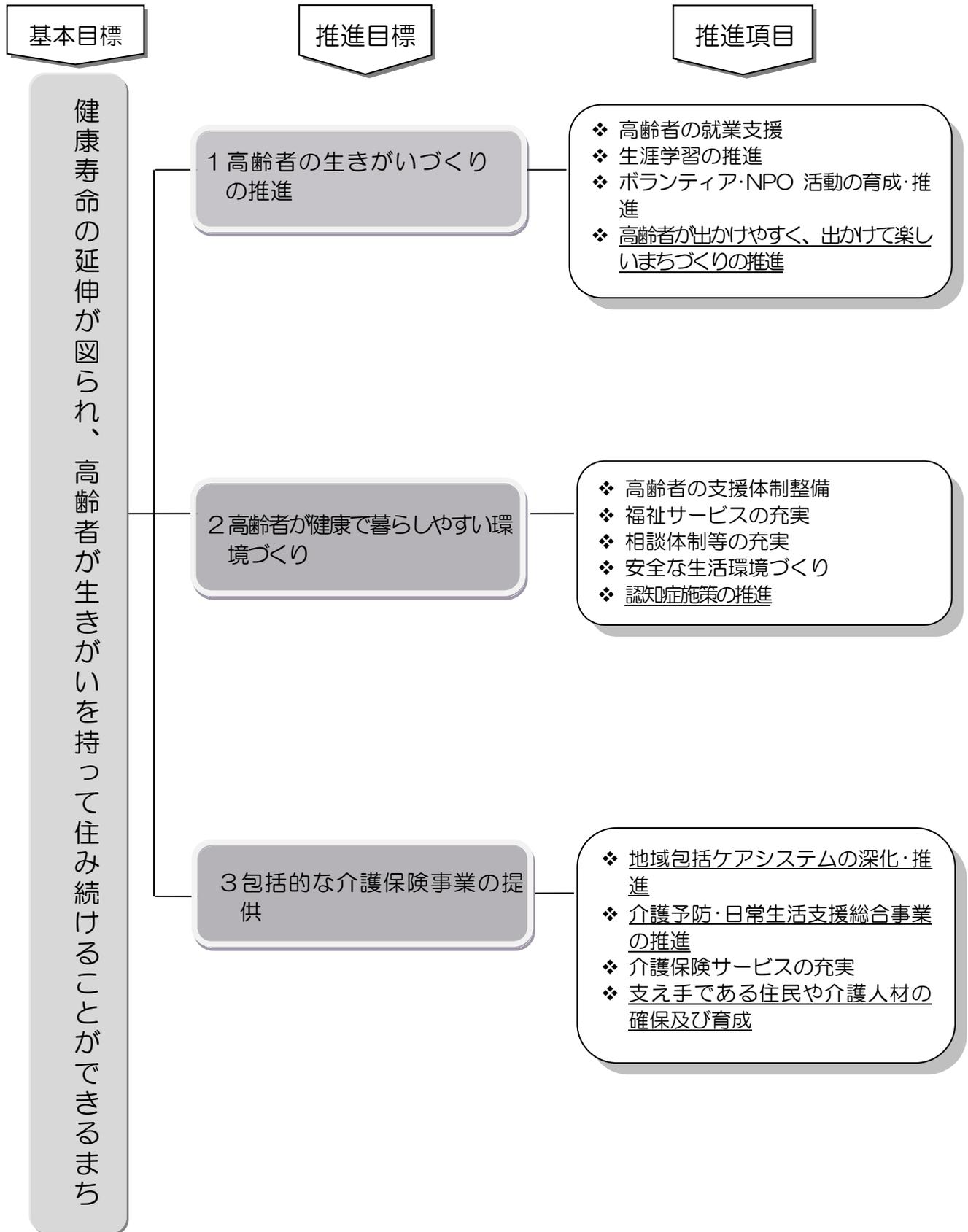
(3) 包括的な介護保険事業の提供

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、在宅医療と介護の連

携、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図ります。特に、地域支え合い活動や介護予防活動を行う住民主体の通いの場の更なる推進を図り、地域の活動や話合いに対する支援に努めます。

また、要支援・要介護状態となることへの予防、要介護状態等の軽減、重度化防止に資する質の高い効果的なサービスの提供に努めるとともに、支え手である住民や介護人材の確保及び育成に努めます。

3 高齢者福祉計画の体系



4 福祉施策の重点課題

(1) 高齢者が出かけやすく、出かけて楽しいまちづくりの推進

高齢者がいつまでも元気なまちを目指し、出かけやすく、出かけて楽しいまちづくりを推進します。高齢者同士や幅広い年齢層とのコミュニティ形成活動への支援を推進します。また、健康、生きがいづくりの促進を図り、引きこもり防止、介護予防につながる生きがいづくり事業等を充実させ、健康寿命の延伸を目指します。

(2) 認知症施策の推進

認知症に対する正しい知識の普及と理解促進を図るため、認知症サポーターの養成を充実させ、その活用を図ります。

また、認知機能の低下のある人や認知症の人に対して早期発見、早期対応が行えるよう、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の更なる質の向上や連携の強化を推進し、適切な医療、介護の提供が図られる仕組みを構築します。

更に、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって日常生活を過ごすことができる地域づくりを目指します。

※認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を有し、地域で認知症高齢者を見守る応援者。

※認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症を疑われる方、認知症の方とその家族を訪問し、認知症の鑑別診断等をふまえて観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活のサポートを行う。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

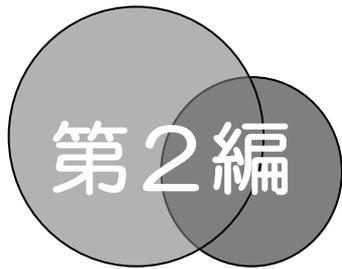
要支援、要介護状態となることの予防やそれらの状態の軽減、悪化防止のために、様々な取組を行うことにより、心身機能の改善に加え、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し生活の質の向上を目指します。また、健診データ等を活用した高齢者の生活習慣病等の疾病予防や重症化予防及

び介護予防を一体的に実施している事業と連携を図りながら、高齢者の包括的な支援を推進し、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムの充実を図ります。

更に、介護する家族の負担軽減や、地域が一体となった体制づくり、地域住民が互いに生活支援を行える仕組みづくりの推進をより一層図ります。

(5) 支え手である住民や介護人材の確保及び育成

地域の支え合い活動や通いの場などでの支え手となる人材の確保及び育成の推進を図ります。



第2編

各 論

.....

第1章 高齢者の生きがいづくりの推進

第2章 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり

第3章 包括的な介護保険事業の提供

第1章

高齢者の生きがいづくりの推進

少子高齢化の進展に伴い、元気な高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らすためには、人生の目標や楽しみ、またそれらを共に分かち合うことができる仲間を持つことが良いとされています。更に、高齢者が自分の持つ経験や能力を活かして、人と関わり社会に参加していくことは、自らの健康維持や生きがいにもつながります。

こうしたことから、高齢者が自ら積極的に社会参加できる環境づくりが必要であるとの視点に立ち、趣味やスポーツ等の活動のほか、ボランティア活動や就労への参加を支援し、多くの元気高齢者が活躍するまちづくりを目指していきます。

第1節 高齢者の就業支援

1 シルバー人材センターへの支援

【現状と課題】

働く意欲と能力のある、全ての高齢者が活躍できる「生涯現役社会」の実現がますます重要となってきた中、市シルバー人材センターは、地域ニーズに対応して請負・委託の従来の受託業務にとどまらず、人手不足分野への取組として、地元企業に向けた派遣事業の取組を強化してきております。

一方で、定年延長制度の市内企業への浸透に伴い、新規入会会員の確保が厳しい状況が続いております。

令和4年度シルバー人材センターの受注件数内訳

職群	公共	民間事業所	一般家庭	計
事務的	50件	69件	1件	120件
サービス	34件	8件	95件	137件
農林漁業	32件	116件	3,075件	3,223件
生産工程	0件	20件	155件	175件
建設・採掘	0件	0件	11件	11件
運搬・清掃・包装等	270件	352件	708件	1,330件
計	386件	565件	4,045件	4,996件

シルバー人材センター会員数・受注件数・契約金額の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和5年度 目標
年度末会員数	282人	304人	328人	350人
受託件数	5,008件	4,996件	4,986件	6,750件
契約金額①	93,717千円	88,706千円	84,270千円	-
(参考)② 派遣事業賃金	30,880千円	36,082千円	42,215千円	-
①+②	124,597千円	124,788千円	126,485千円	174,000千円



(参考)

高齢者雇用確保の内訳

富山労働局（令和4年6月1日現在）

報告企業数	定年の定め の廃止	定年引上げ (定年65歳以上)	継続雇用制度の導入		
			計	希望者全員65歳	経過措置利用
2,453	66 (2.7%)	540 (22.0%)	1,847 (75.3%)	1,440 (78.0%)	407 (22.0%)

65歳まで希望者全員が働ける企業の割合

富山労働局（令和4年6月1日現在）

企業規模	定年の定め の廃止	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上継続雇用	計	報告した 全企業
中小企業 (31人～300人)	64 (2.8%)	530 (22.9%)	1,723 (74.3%)	2,317 (100.0%)	2,317
大企業 (301人以上)	2 (1.5%)	10 (7.4%)	124 (91.1%)	136 (47.4%)	136

(参考)

黒部市の産業別就業人口

区 分	65歳以上		黒部市全体	
	就業人口	割合	就業人口	割合
第1次産業	496人	18%	719人	3.4%
第2次産業	673人	25%	9,104人	43.7%
第3次産業	1,549人	57%	11,031人	52.9%
合 計	2,718人	100%	20,854人	100%

第1次産業：農業・林業、漁業

第2次産業：鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：第1次産業、第2次産業以外の産業であり、電気・ガス・熱供給・水道業、
情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業
・物品賃貸業、教育・学習支援業、医療・福祉、各種サービス業など

資料／令和2年国勢調査

【施 策】

- ・今後も市の関係部局とともにハローワーク魚津、市シルバー人材センター、黒部商工会議所等と協力しながら、高齢者の持つ経験や能力を強みにした就労の場の確保、安定した提供を目指し、高齢者の働く環境づくりに努めます。
- ・高齢者の就労を通じた生きがいづくりや社会参加の推進において中心的な役割を担ってきたシルバー人材センターに対し、今後も自主的運営の促進の支援に取り組んでいきます。

第2節 生涯学習の推進

高齢者が円熟した第二の人生を送れるように、市では教養講座開催事業、パークゴルフ大会開催事業等、多様な学習機会を整備し高齢者の社会参加を促進しています。

職業生活の引退に伴う社会的役割の低下により、生きがいを喪失することのないよう、現役時代から趣味や社会活動に目を向け、生涯学習に対する参加意欲の高揚を図ることが大切です。

1 生涯学習活動体制の充実

【現 状】

市では市民大学講座や地区公民館での教養講座や、趣味サークル等の活動が活発に行われています。その他、地区社会福祉協議会の主催行事、高齢者生きがい事業、世代間交流事業等、学習機会の場が広がってきており、高齢者が気軽に参加できるようになっています。

今後は、高齢者自身が活動の主体となり、地域の実情や特性にあった自主的な生涯学習活動を企画運営していく仕組みづくりも必要となってきます。

【施 策】

市の関係部局と連携を図り、高齢者が参加しやすいよう多様な学習体制を編成します。また、コミュニティの交流拠点での集まりを軸に、高齢者が自主的・積極的に健康づくり等に参加できるよう活動を支援します。



2 生涯スポーツ活動の充実

【現 状】

高齢化が進む本市において、高齢者の健康づくり、生きがいづくりのためにスポーツは欠かせないものです。市内では高齢者の健康維持や親睦を目的として、全地区参加の老人クラブ連合会主催行事や、パークゴルフ、各種運動教室、レクリエーション等の活動が行われていますが、参加者が固定化していることなどが課題となっています。黒部市総合体育センター、宇奈月体育センターでは高齢者が気軽に参加できる各種講座を企画し、市においても健康教室、介護予防教室への参加を呼びかけ、高齢者の体力向上を図っています。

【施 策】

今後も健康教室、介護予防教室等への参加を呼びかけ、高齢者の体力向上を図り、生きがいや目的を持ったスポーツ活動の活性化や健康づくりを支援します。市の関係部局や関係団体と連携を図り、生涯スポーツ活動の推進に努め、家に閉じこもりがちな人が、気軽に参加できるような教室設定を行います。また、ねんりんピック参加者への支援を引き続き行います。

3 世代間交流事業の推進

【現 状】

核家族化の進展や少子高齢化により、地域において異世代と触れ合うことや、交流することが減少しています。高齢者にとっては子どもと触れ合う場が少なくなっており、若い親は子育てでの相談相手がない等、様々な問題がでてきています。世代間交流事業を推進し、お互いが得ることのできるふれあいの場を提供することが必要です。

【施 策】

- ・ 市内保育所・幼稚園では、地域の高齢者が「子育てサポーター」として、それぞれの得意分野を生かしながら園児とふれあう等活躍しています。このほか、学校教育の中でも世代間交流が盛んに取り入れられています。
- ・ 高齢者と子ども達が接する機会を通じ、高齢者を敬う気持ちを養い、高齢福祉へ目を向けることができるよう、交流の場の提供に努めます。

第3節 ボランティア・NPO 活動の育成・推進

【現 状】

これからの高齢社会を支えていくためには、身近な地域において高齢者の生活を支え合う地域福祉の体制づくりが非常に重要となってきています。一方で、年々増え続ける一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への見守りやゴミ出し、買い物といった様々な日常的ニーズに対し、支援する側の人手不足が懸念されています。

このような状況において、高齢者自身がボランティア活動に参加し、高齢者がお互いに支え合うことが、地域福祉の活性化につながります。

黒部市福祉センターにはボランティアセンターが設置され、ボランティアコーディネーターが配置されており、多くの団体が登録されています。高齢者も多数活動しており、各地区においては地区ボランティア部会が結成され、地域のお年寄りを会食に招待する等、年間を通じ多彩な活動が展開されています。

また市内のNPO 法人についても、高齢者や障がい者等に対する福祉増進や、生涯スポーツ振興に寄与する団体が、少しずつ増えてきています。

今後も意欲ある高齢者がNPO やボランティア活動に積極的に参画され、元気高齢者が活躍するまちの実現が期待されます。

[ボランティアセンター登録者数の推移]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和8年度 目標
ボランティア登録者数	1,798人	1,584人	1,742人	1,800人

ボランティア保険加入者数

(登録者数を把握することは困難であるため、黒部市社会福祉協議会で把握できる保険加入者を参考人数として掲載)



【施 策】

- 「市民と行政が互いに協働・共創するまち」を実現するため、市民・NPO など各種団体と連携し、きめ細やかなサービスを提供するように努めます。
- 元気高齢者がボランティア活動の企画、運営に積極的に参加できるよう、活動推進体制の整備を行います。
- ボランティア活動者・団体の交流、学習などの中心的拠点として、ボランティアセンターの機能と施設の充実に努めます。
- 高齢者が気軽に集うことのできる活動の場を確保します。
- 関係機関が連携し、町内会の集会場や空き家を活用した地域住民が主体的に運営する拠点づくりを推進します。
- ボランティアに対する意識の普及は小さな頃からの教育が大切であり、小・中学校でのボランティア体験活動の実施等、ボランティア教育の普及推進に努めます。
- NPO の先駆的活動への支援を行います。
- NPO やボランティア活動を推進していく核となる人材の発掘と養成に努めリーダーを中心とした自主自発的な体制づくりの支援を行います。



第4節 高齢者が出かけやすく、出かけて楽しい

まちづくりの推進（重点課題）

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。ライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、様々な社会参加の機会を確保することが重要となります。

1 老人クラブの育成・活動支援

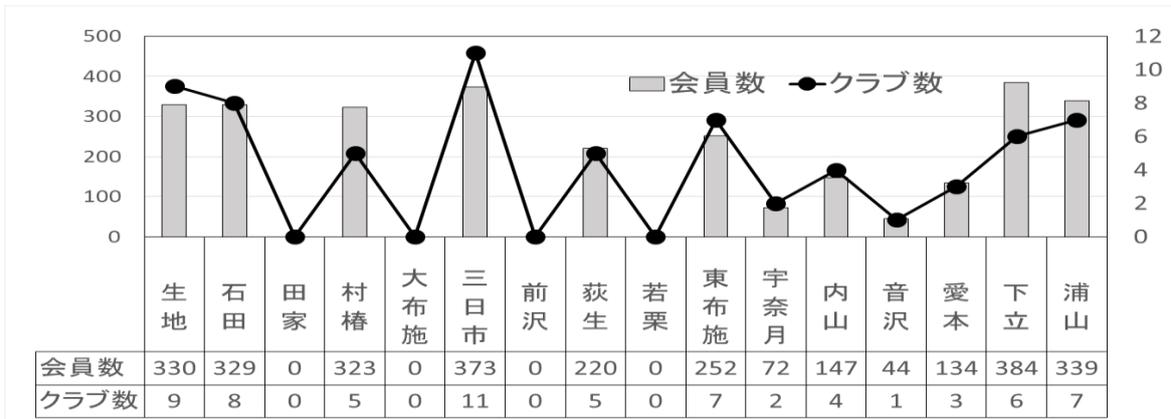
【現 状】

老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を生かし、豊かな生活を送ることを目的として教養講座の開催や健康づくり事業、スポーツ大会開催事業等の活動を行っています。また、地域の公園の清掃、老人ホーム慰問等の社会奉仕活動により、地域の構成員としても大きく期待されています。しかし、近年はコロナ禍による様々な活動自粛や会員の高齢化の影響もあり、これまで行ってきた活動の継続が難しくなっています。高齢者は増えていますが、単位老人クラブ数及び加入者数は減少しており、この傾向は続くものと推測されます。その要因の一つとして、高齢者自身の個人の価値観を重視したライフスタイルを求める傾向が強くなってきていることが挙げられます。

[老人クラブ会員数の推移]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度 目標
会員数	3,824人	3,599人	2,947人	2,900人
クラブ数	93クラブ	79クラブ	68クラブ	65クラブ

[令和 5 年度地区別会員数]



[令和 4 年度会員の年齢区分]

	60歳未満等	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
会員数	16人	70人	227人	677人	754人	1,855人	3,599人
比率	0.4%	2.0%	6.3%	18.8%	21.0%	51.5%	100%

【施 策】

- 健康で明るく生きがいのある生活が送れるよう単位老人クラブ活動や高齢者同士の親睦の輪を広げる老人クラブ連合会の活動を支援します。
- 活動を希望する人が、積極的に参加できるよう新規加入を促進し、他の地域団体との交流を深めるなど、その活動の活性化を図れるよう支援します。
- 従来の組織や活動に限らず、実態に即した組織編成や事業に対しても支援に努めます。
- 高齢者の雇用機会の広がりを踏まえ、働きながら、老人クラブ等地域の活動に参加できるよう、高齢者の社会参加への理解について、企業や関係団体等に対する働きかけに努めます。

2 高齢者の交流の場の確保

【現 状】

(1) 黒部市福祉センター

黒部市福祉センターは、地域福祉の活動を支える施設のひとつです。入浴施設を備え、教養教室、レクリエーション、介護予防体操、趣味グループの

活動が盛んに行われており、利用者の多くは高齢者となっています。今後も事業内容の検討や情報発信により利用促進を図る必要があります。

[黒部市福祉センター利用者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和8年度 目標
利用者計	14,120人	14,408人	15,536人	27,000人

(2) ふれあい福祉センター

ふれあい福祉センターは、60歳以上の高齢者が利用できる福祉施設です。

健康体操、認知症予防等の事業を展開し、高齢者同士のふれあいと生きがいの場ともなっています。今後もより多くの方々に利用を呼びかけ、高齢者が積極的に参加しやすい場として環境を整えることが大切です。

[ふれあい福祉センター利用者数]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和8年度 目標
利用者数	3,669人	3,841人	5,583人	6,000人

(3) 市内各地区公民館

市内各地区の公民館等を利用して、閉じこもりがちな高齢者を対象に、地区社会福祉協議会や地域のボランティアが健康教室やふれあいの場づくりを推進しています。

身近な交流拠点である地域の施設で開催されるため、高齢者が気軽に利用でき、高齢者の健康づくりやコミュニケーションの場づくりにも役立っています。

【施策】

- 高齢者が参加しやすい場として環境整備を行うとともに、「黒部市イベント参加申込システム」等を活用し各種イベント情報発信に努め、高齢者の社会参加を促します。
- 介護予防や認知症予防の拠点として健康寿命の延伸に努めるとともに高齢者や様々な世代とのコミュニケーションを図る場として、内容の充実に努めます。

3 生きがいつくり対策事業

【現 状】

(1) 敬老事業

市では毎年75歳以上の高齢者を対象に各地区で敬老会を実施し、高齢者への日頃の慰労と敬愛の意を表しています。しかしながら年々対象者が増えているにもかかわらず敬老会への参加が少なくなっている状況にあります。

また、市では毎年満百歳及び長寿者に対しては直接ご自宅や入所施設を訪問のうえ、米寿者に対しては郵送で、お祝い品等の贈呈を行っています。

(2) ふれあい福祉事業

高齢者の方が家に閉じこもり、気力や体力、認知機能等の低下を防ぐため、外出の促進を促し、生きがいつくり、健康づくり、社会参加の促進を図るために、市では70歳以上の高齢者を対象に「ふれあい福祉券」を発行し、市内の入浴施設、パークゴルフ場、文化施設、公共交通機関等の利用料の助成を行っています。

今後も、多くの方に外出の機会を提供できるよう、利用の拡大を図っていくことが求められています。

[ふれあい福祉事業利用状況の推移]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和8年度 目標
利用率	55.8%	61.6%	68.0%	84.0%

(3) 外出支援事業

市では在宅の高齢者に対して、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、また閉じこもり予防と生きがい対策の一助として、富山地方鉄道全線で利用できる高齢者向け定期券購入者に対し、購入費の一部を助成しています。

コロナ禍が過ぎ、外出促進される中で、やや増加傾向にあります。

外出支援事業（高齢者向け定期券購入助成事業）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月現在見込み)	令和8年度 目標
実利用者数	68人	59人	75人	100人

(4) 介護予防おでかけ移動支援事業

移動に課題を抱える高齢者等を対象に、タクシーや公共交通機関等を利用して、市内の様々なスポットに楽しみながら外出する自主トレーニングプログラムを実施することで、参加者の自発的な行動や交流を促し、社会参加や介護予防を推進します。

【施 策】

- 敬老会への参加者は、余暇活動の多様化等により減少しています。今後は、地区の実情に合わせた開催方法の検討や、内容の見直しを行い、高齢者が参加したくなる敬老会の実現に向けて推進していきます。
- 米長寿者等お祝い事業については、敬老の精神を踏まえつつ、長寿者本人はもとよりご家族にとっても励みに感じてもらえるよう、市民の意見を取り入れながら今後も継続していきます。
- ふれあい福祉事業については公共施設等の利用を拡大し、利用者の増加を図るとともに、高齢者の健康、生きがいづくりの促進を図り、閉じこもりを防ぎ、介護予防や認知症予防等に役立てます。
- 高齢者向け定期券購入費助成については引き続き、移動手段を車に頼らない高齢者の利用促進を図るための周知を行います。
- 高齢者の生活にとって切実な買い物や通院などに配慮した出かけやすい交通網の整備を推進するとともに、中心市街地では、まちなかを巡る電動小型カートなど高齢者にも利用しやすい移動手段について検討します。
- このほか、市の関係部局が協力し、新たな施策の検討や、現在の施策の促進を図っていきます。

第2章

高齢者が健康で暮らしやすい 環境づくり

第1節 高齢者の支援体制整備

少子高齢化・核家族化の進展により、一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加しており、次第に閉じこもりがちになったり、健康上の変化や困りごとに対し、対処できないといったことが発生します。そうした方々を地域ぐるみで見守り、支援を行うことにより事故を未然に防ぐなど、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる体制づくりを目指します。

1 黒部市社会福祉協議会と連携した見守り支援活動の推進

【現 状】

くろベネット事業の推進

黒部市社会福祉協議会では、地域住民、自治組織、民生委員・児童委員（以下「民生委員」と称する）、専門職、企業等が連携して見守り活動を行う「くろベネット事業」を推進しています。

くろベネット事業は、一人暮らし高齢者や認知症の高齢者世帯等に対して地域住民がチームを組んで見守り、話し相手、買い物代行などチーム員が可能な範囲の支援を行い、住み慣れた地域で安全で安心して生活ができるような体制を整備しています。支援者不足等により人の手が回らない部分はくろベネットボタン（ICT 機器）を活用しながら支援体制の強化を図っています。更に、必要に応じて地区社会福祉協議会、民生委員など関係者が集まって「地区支援調整会議」を開催し、活動に必要な連絡調整を行います。地域での解決が困難なケースについては、黒部市社会福祉協議会が調整役となり、地域包括支援センター等の専門機関と連携を取り、解決に向けた支援を行います。

また、弁護士や医療関係者など分野を超えた専門職が連携を図り、困難ケースを持ち込む場として「定例検討会」を実施しています。

一方、地元店舗や企業、郵便・新聞配達員など様々な関係者と連携した見守り活動も行っています。「新聞がたまっている、電気がついたままになっている」など協力事業者が日常業務の中で普段と違う様子を感じた時、速やかに黒部市社会福祉協議会へ連絡する体制になっており、アクシデントの早期発見、早期対応に尽力しています。

【施 策】

- 中心となって活動を実施する黒部市社会福祉協議会と、今後も連携し、また活動支援を行います。
- 普及啓発や、高齢者等に対する地域ぐるみでの見守り活動に対する理解を図ることにより、見守り体制を一層強化し、高齢者が孤立しないよう、日頃からチーム員や民生委員、地域との連携に努めます。
- 今後も高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体で見守る体制が必要であり、地域住民や企業等と連携を図り「くろベネット事業」を支援していきます。
- 今後も地区社会福祉協議会や支援者の住民、ボランティア、民生委員等による連携を強化し、継続可能な支援を推進します。

[くろベネット参加延べ人数の推移]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
参加延べ 人数	662人	601人	790人	850人

2 災害時における支援体制

【現 状】

市では、黒部市地域防災計画を策定し、日頃から災害危険箇所等の把握に努め、警戒避難体制の整備、避難方法、避難場所等について周知を図ってきました。特に、高齢者については、どこにどのような状態の高齢者がいるかを把握するため、自治振興会、民生委員等の関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿や避難支援プラン（個別避難計画）の整備を進めています。また、福祉避難所として6施設を指定しています。

今後「令和6年能登半島地震」における対応状況を踏まえ、災害の事象ごと（地震や台風、水害等）に合わせた対応方法の検討や家庭での備え、及び避難や避難所での生活等に配慮が必要な高齢者を支援していく体制の整備が求められています。

【施 策】

避難誘導や安否確認等の支援体制づくりとして、今後も自治振興会及び民生委員等と連携し、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、個別避難計画の

整備を進めます。

3 公共交通機関の確保

【現 状】

公共交通は、車のない高齢者等の足として必要不可欠なものです。

買い物や通院といった日常的な利用はもとより、趣味やサークル活動へのお出かけといった人とのふれあいの機会を促す、生きがい対策などの施策による健康寿命の延伸の観点からも、公共交通機関は大きな役割を果たしています。

運転免許証返納の傾向が続く中で、買い物弱者や閉じこもり防止のためにも、誰もが安全で円滑に利用できる公共交通のあり方が求められています。

【施 策】

「高齢者向け定期券購入費助成」といった外出支援事業の継続実施及び黒部市社会福祉協議会が運行する福祉センター送迎バスの利用促進、また市内路線バスやデマンドタクシー等、高齢者にやさしい交通手段の確保のため、担当部局と連携していきます。

また、高齢者が中心市街地に出かけやすい交通網の整備を推進するとともに、中心市街地を巡る電動小型カートなど高齢者にも利用しやすい移動手段についても検討するなど、高齢者が出かけやすいまちづくりを進めます。

第2節 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活でき、心身の良好な状態を維持するために必要な福祉サービスを提供しています。また、介護保険要介護認定者には介護保険以外の福祉サービスも提供し、重度化の防止と介護する家族の心身の負担軽減を図ることで、高齢者全体の福祉施策を展開しています。

なお、介護保険に関する福祉サービスについては第3章第3節「介護保険サービスの充実」に記載してあるほか、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合第9期介護保険事業計画に記載してあります。

1 在宅福祉サービス

【現 状】

(1) 在宅高齢者短期入所事業（生活管理指導短期宿泊事業）

家族のやむを得ない理由等により、居宅で介護を受けることが困難な高齢者を、一時的に老人短期入所施設（特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム）で、食事、入浴など日常生活の世話をします。利用施設は、特別養護老人ホーム越野荘、特別養護老人ホーム越之湖、特別養護老人ホームおらはうす宇奈月、養護老人ホームながれすぎ光風苑の4か所です。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用回数	0回	0回	0回	1回

※利用に際し一部自己負担があります。

(2) 高齢者等ミドルステイ事業

介護者の入院等やむを得ない事由により、居宅での介護を受けることが困難となった要介護及び要支援認定者を、介護保険のショートステイの利用限度日数を超えて入所措置します。利用施設は、特別養護老人ホーム越野荘、特別養護老人ホーム越之湖、特別養護老人ホームおらはうす宇奈月、特別養護老人ホーム舟見寿楽苑、介護老人保健施設カリエールの5か所です。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
延利用人員	2人	8人	8人	10人
延利用日数	18日	28日	90日	70日

※利用に際し一部自己負担があります。

(3) 寝たきり老人等紙おむつ支給事業

寝たきりや重度の認知症があり、介護認定を受けている高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ等を支給し介護者の心身及び経済的負担の軽減を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
延利用人数	1,370人	1,558人	1,400人	1,250人

※利用に際し一部自己負担があります。

(4) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等を対象に、布団等の洗濯・乾燥・消毒を行い、衛生的で快適な生活を提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用人数	168人	173人	190人	210人

(5) 寝たきり高齢者等調髪サービス事業

寝たきりや重度の認知症があり、介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、理容店から自宅に出向いて調髪を行い、衛生的で快適な生活を提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用人数	16人	13人	23人	28人
延利用回数	38回	39回	45回	40回

(6) 配食サービス事業（食の自立支援事業）

調理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、食のアセスメントを行い、栄養のバランスのとれた食事を週3回提供するとともに、安否確認を行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用者数	178人	221人	265人	280人

(7) 在宅高齢者等介護タクシー事業

公共交通機関を利用することが困難な介護認定を受けている高齢者に対して、居宅と介護サービス事業所、医療機関等との間の介護タクシーの利用料金の一部を助成することにより、住み慣れた地域社会の中で生活できるよう支援します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用人数	53人	64人	60人	65人
延利用回数	1,631回	2,093回	2,100回	2,200回

(8) 軽度生活支援事業

日常生活の援助が必要な一人暮らし等の高齢者世帯へ軽度生活援助員を派遣し、簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅高齢者等の自立した生活を援助し、できるだけ要介護状態にならないよう支援します。

事業内容は、ホームヘルプサービス事業の対象にならない、外出・散歩の付き添い、家周りの清掃、草取り等を行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
延利用回数	49回	28回	45回	65回

※利用に際し一部自己負担があります。

(9) ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、自力で除雪が困難な世帯の除雪に要する経費に対して助成を行い、高齢者等の身体の安全と精神の安定を図ります。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込み	令和 8 年度 目標
利用人数	22 人	8 人	25 人	降雪状況によるため未定

※補助限度額があります。

(10) 電気保安点検事業

一人暮らし高齢者が安全で安心して日常生活を過ごせるよう、電気工事工業組合がボランティアで電気保安点検作業を行います。漏電ブレーカー等の設置・取替えの費用は市が負担します。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込み	令和 8 年度 目標
利用人数	18 人	9 人	20 人	未定(実施地区 未定のため)
実施地区	3 地区	2 地区	2 地区	

(11) 火災予防点検事業

一人暮らし高齢者等が安全に暮らせるよう、消防署や消防団、民生委員、民間の企業ボランティア等が、台所の熱器具や電気配線等を火災発生の危険がないか点検するとともに火災予防について注意喚起を行います。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込み	令和 8 年度 目標
利用人数	5 人	6 人	14 人	未定(実施地区 未定のため)
実施地区	1 地区	2 地区	4 地区	

(12) 在宅要介護高齢者福祉金

要介護高齢者の福祉の増進を図ることを目的とし、在宅の 65 歳以上の要介護 4・5 認定者に福祉金を支給します。

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込み	令和 8 年度 目標
利用人数	210 人	208 人	210 人	220 人

(13) 在宅高齢者等住宅改善支援事業

高齢者が、できるだけ住み慣れた家庭で生活できるよう、移動、排泄等を容易にするための手すりの設置や段差解消等、既存住宅の改善に要する費用の一部を助成します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用人数	3人	2人	2人	4人

※補助限度額があります。

(14) 一人暮らし高齢者に対する支援事業

65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、安全で安心な生活を営むために必要な日常生活用具（自動消火器・電磁調理器）、緊急通報装置（火災センサー含む）を設置します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
自動消火器※	2台	0台	1台	2台
電磁調理器※	2台	1台	2台	2台
緊急通報装置 (火災センサー含む、貸与)	64台	58台	50台	60台

(緊急通報装置は年度末台数、その他器具は単年度における設置数)

※自動消火器、電磁調理器の設置に際し一部自己負担があります。

【施 策】

- 高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活でき、心身の良好な状態を維持するために、行政だけでなく民間事業者や地域住民と連携しながら、今後も継続して在宅福祉サービスを提供していきます。
- 各種在宅福祉サービスの見直しを行いながら、高齢者の状態に合った利用ができるよう、サービス内容やサービス量等の充実に努めます。
- 市民への情報提供や関係機関を通じてサービスの周知を徹底し、利用の促進に努めます。

2 施設福祉サービス

【現 状】

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で身の回りのことはある程度自分でできるが、家庭環境や経済的理由等により、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。所得に応じた本人費用負担があり、扶養義務者にも費用負担があります。

養護老人ホームに入所する場合は、対象者の居住市町村が措置することになっています。

(令和5年10月現在)

施設名	所在地	定員
ながれすぎ光風苑	富山市流杉77	60人

(2) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

60歳以上で、家庭環境・住宅事情により居宅において生活が困難な方が入所でき、食事や生活支援などを受ける施設です。要介護認定を受け、ヘルパーやデイサービスを利用しながら、自立した生活を送ることも可能です。

(令和5年10月現在)

施設名	所在地	定員
黒部笑福学園	荒俣997	50人

(3) 高齢者向け住宅(有料老人ホーム)

高齢者を入居させ、状態に応じ入浴、排せつ若しくは食事の介護・提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする施設です。各種サービスを利用しながら施設での生活を継続することができます。

(令和5年10月現在)

施設名	所在地	定員
しんせい三日市	三日市3872-1	18人
しんせい花の丘	山田新217	30人
うちくる黒部病院前	牧野760-1	32人
シルバーホーム黒部	生地神区183-3	20人

(4) サービス付き高齢者向け住宅

平成 23 年度の高齢者住まい法の改正により、創設された住宅で、バリアフリー構造の共同住宅に、介護福祉士やホームヘルパー等の資格を持つケアの専門スタッフが常駐し、安否確認サービスや生活相談サービスを行います。

(令和 5 年 10 月現在)

施設名	所在地	戸数
サービス付高齢者住宅 優悠庵	田家新 738-1	14 戸

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある高齢者が、少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で介護を受けることができます。

(令和 5 年 10 月現在)

施設名	所在地	定員
ホームさくらい	堀高 27-1	18 人
宇奈月グループホーム いわうちわの里	宇奈月町下立 37	9 人
グループホーム くぬぎの里	宇奈月町下立 50-1	9 人
グループホーム 荻生金さん銀さん	荻生 2673-2	9 人
グループホーム 木こち	立野 129-1	9 人
グループホーム しばんばの里	生地芦区 34	18 人
グループホーム黒部	吉田 460-1	18 人
ニチイケアセンター黒部	荻生 2897-1	18 人
ケアホーム生地	生地神区 183-1	18 人

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホームです（定員30人未満）。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けられます。

（令和5年10月現在）

施設名	所在地	定員
地域密着型特別養護老人ホーム 越路さくら	荻生 7120-2	29人
地域密着型特別養護老人ホーム 越野荘	若栗 2111	20人

(7) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする要介護認定者で、居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。入所利用を希望する人が多く、在宅等での待機者が多い状況です。

（令和5年10月現在）

施設名	所在地	定員
特別養護老人ホーム 越野荘	若栗 2111	60人
特別養護老人ホーム 越之湖	堀切 1002	50人
特別養護老人ホーム おらはうす宇奈月	宇奈月町下立 37	55人

(8) 介護老人保健施設

病状が安定し、治療や入院の必要はないが、リハビリを含む看護や介護などのケアが必要な要介護認定を受けた高齢者が入所する施設です。自宅に戻れるよう機能訓練や無理のない日常生活動作訓練をしていくなかで、機能回復を目指します。

（令和5年10月現在）

施設名	所在地	定員
介護老人保健施設 カリエール	牧野 693	80人

(9) 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が入所する施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や介護などを受けることができます。

（令和5年10月現在）

施設名	所在地	定員
黒部温泉病院	窪野 929	80人
池田リハビリテーション病院	荻生 821	29人

【施 策】

- 高齢者が、在宅での生活が困難になった場合、その状態に合った施設の利用ができるよう関係機関と連携していきます。
- また、施設入所待機者の状況を把握し、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合や関係機関と連携しながら施設サービスの提供を推進します。

第3節 相談体制等の充実

【現 状】

(1) 福祉に関する相談

高齢者の介護や福祉サービス、健康などに関する相談を福祉課、地域包括支援センター、健康増進課、県厚生センター、黒部市社会福祉協議会、民生委員等で受けています。

地域包括支援センターは、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士の専門職を配置し、高齢者の総合相談窓口として相談に対応しています。

一人暮らし高齢者の増加や変容する家庭環境の変化に伴い、複雑・多様化する相談への対応が求められています。

(令和5年10月現在)

相 談 場 所	所 在 地
黒部市福祉課	黒部市三日市 1301 (市役所)
黒部市地域包括支援センター	
黒部市東部地域包括支援センター	黒部市宇奈月町浦山 2111

[地域包括支援センター相談件数]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
総合相談支援※	4,439件	4,284件	4,000件
包括的・継続的 マネジメント	680件	691件	750件
権利擁護	228件	206件	200件
高齢者虐待	22件	127件	25件
計	5,269件	5,308件	4,975件

※市民や民生委員からの相談窓口や電話での相談等

(2) 消費生活に関する相談

高齢者を狙った悪質商法（業者）や特殊詐欺など、消費生活に関する相談は、市民環境課や県消費生活センターを窓口として、福祉課においても連携を図り支援を行っています。

(3) 高齢者虐待に関する相談

高齢者虐待は、全国的に問題となっています。本市においても地域包括支援センター等が相談窓口となっています。地域や関係機関と連携を取りながら対応しています。

【施 策】

- 市役所内の関係部局、黒部市社会福祉協議会、民生委員などが連携し、オール黒部で、高齢者や高齢者の家族が、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 高齢者相談窓口について、広報などで広く啓発に努めます。
- 複雑・困難な相談に対しては、黒部市社会福祉協議会をはじめ、関係機関との情報を共有化し、連携を密にして対応に努めます。また、研修会や事例検討会などの参加・開催により、相談従事者の資質の向上を図るとともに重層的な相談にも対応できるよう努めます。
- 消費生活相談情報等を民生委員に提供する等、日頃から高齢者が被害にあわないよう連携を図っていきます。
- 現在、地域包括支援センターを2か所設置しており、より地域と密着した相談体制の充実を図ります。
- 医療専門職によるアウトリーチを主体としたきめ細やかな健康支援を行う保健事業と介護予防の一体的実施事業との情報共有等を図り、高齢者が早期に相談できるよう努めます。

第4節 安全な生活環境づくり

1 高齢者の交通安全対策の推進

【現 状】

高齢者の交通安全の確保及び意識の向上を図るため、高齢者向けの交通安全教育、交通指導等について、関係機関と連携しながら推進を図っています。

また、高齢者の運転免許自主返納制度を推進するなど、交通安全対策を充実していくことが求められています。

[65歳以上の高齢者が関わった交通事故件数]

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
市全体事故件数	63件	37件	50件	50件
65歳以上関係件数	32件	27件	22件	19件

※65歳以上関係件数では1つの事故で双方が65歳以上の場合は2件と加外している

65歳以上の交通事故死亡者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
65歳以上死亡数	1人	2人	1人	0人

[高齢者運転免許自主返納支援事業]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請人数	272人	178人	198人	152人

○ 高齢者の主な交通安全対策事業

- ①交通安全教室の開催、高齢ドライバー交通安全教室の開催
- ②反射材の着用普及促進
- ③富山県交通安全アドバイザーによる交通安全指導
- ④警察と連携し、安全意識高揚に向けた運動の実施
- ⑤高齢者運転免許自主返納支援事業の推進

【施 策】

高齢者の交通安全意識向上のための交通安全教室等の開催や、反射材の着用普及促進に努めます。高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許の自主返納について支援していくとともに、閉じこもり防止の観点からも、交通施策や高齢者が安全に歩くことができる歩道等の環境整備について、関係部局や関係機関に提案・連携していきます。

2 防犯対策の推進

【現 状】

富山県内の特殊詐欺の被害件数や被害額は増加傾向にあります。被害者の約半数が65歳以上であり、高齢者を狙った犯罪が多発する中、市では消費生活相談窓口の設置や職員出前講座での講習を行うなど、被害の事前防止に努めています。

高齢者を狙った悪質な犯罪や、空き巣等の犯罪を予防するため、日頃から広報等で、「傾向と対策」等の情報をより具体的に伝えることが大切です。

[富山県内の特殊詐欺被害状況]

区 分	令和3年	令和4年
全体被害件数	49件	49件
被害件数(65歳以上)	38件	40件
被害総額	101,613,930円	144,856,711円

認知のあった被害のみ記載

資料／富山県警察（特殊詐欺の現状）

【施 策】

- ・日頃から、関係機関・団体等と連絡をとりながら特殊詐欺から守るなど、高齢者の安全に努めます。
- ・警察や各地区防犯協会と連携し、高齢者を対象とする講習会等を開催して、犯罪の傾向と対策についての情報提供に努めます。
- ・防犯カメラの設置等、各種防犯対策に努めます。
- ・広報等で特殊詐欺の注意喚起を行うとともに、市や関係機関が取組支援策等の周知を行い、被害防止に努めます。

3 防火対策の推進

【現 状】

高齢者住宅の防火対策として消防署や消防団、民生委員、民間の企業ボランティア等により、高齢者世帯の火災予防点検を行なっています。

また、近所に家族などがいないため、安全に対する対応が遅れがちな一人暮らし高齢者の方が安全に暮らせるよう、日常生活用具(自動消火器・電磁調理器)の設置を推進しています。

【施 策】

- 民生委員や地域住民の協力により、高齢者世帯の防火対策に努めます。
- 一人暮らし高齢者世帯の防火点検や自動消火器等の日常生活用具設置を進め、安全管理体制を推進します。



4 救急体制の整備

【現状と課題】

消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯の救急体制の整備に努めるとともに、緊急通報装置による通報にも対応できるよう、関係機関と連携を図っています。

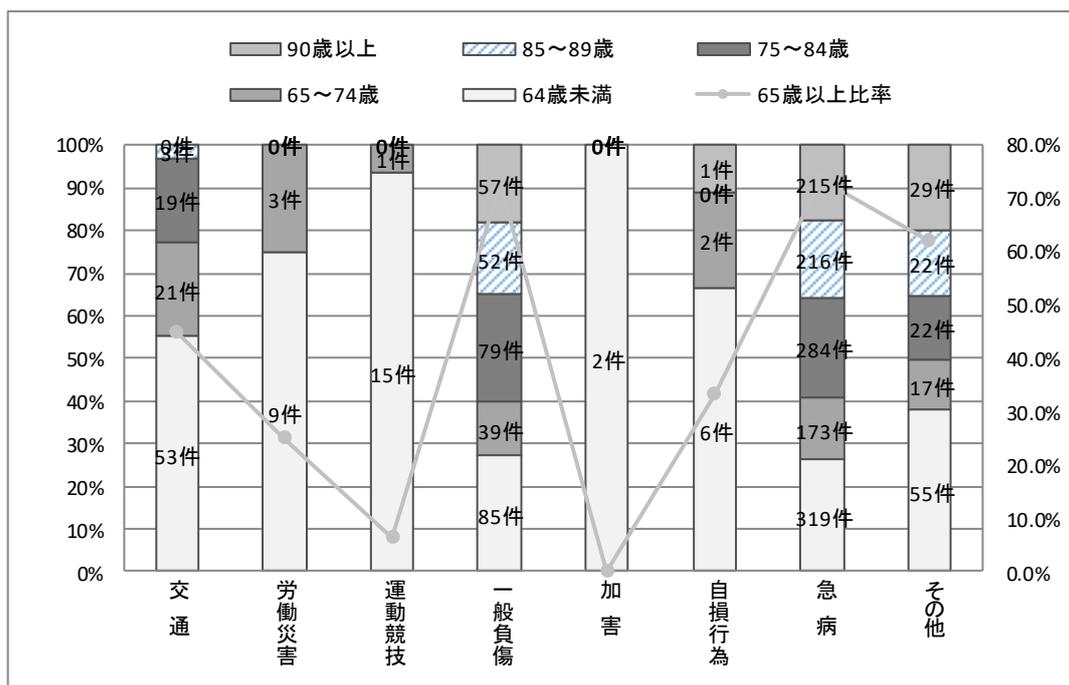
[救急出動の状況]

(令和4年度)

事故別	年齢				全体	65歳以上 比率
	65～74歳	75～84歳	85～89歳	90歳以上		
交通	21	19	3	0	96	44.8%
労働災害	3	0	0	0	12	25.0%
運動競技	1	0	0	0	16	6.3%
一般負傷	39	79	52	57	312	72.8%
加害	0	0	0	0	2	0%
自損行為	2	0	0	1	9	33.3%
急病	173	284	216	215	1,207	73.6%
その他	17	22	22	29	145	62.1%
計	256	404	293	302	1,799	69.8%

[救急出動の割合]

(令和4年度)



《緊急通報装置》

近所に家族などがいないため、緊急時の対応が遅れがちな一人暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与しています。

緊急の場合、コールセンターから、あらかじめ指定した緊急連絡先や消防本部へ連絡が届き、高齢者の安全の確保を図るものです。

安否確認センサー活用など、安全を支援するシステムも導入されており、緊急性の高い（心臓病や特定疾患、生活習慣病など重篤に陥りやすい疾病がある）一人暮らし高齢者等を中心に設置をしています。

【施 策】

- 一人暮らし高齢者世帯や高齢者世帯の緊急時における対応について、民生委員や関係機関と連携を図ります。
- 一人暮らし高齢者世帯の緊急通報装置等、機器の設置普及に努めます。
- 熱中症やヒートショックなど季節に応じた暮らし方について、普及啓発に努めます。

5 バリアフリーの推進

(1) 住宅のバリアフリー化

【現 状】

高齢になると身体的・精神的に機能低下が進み、ちょっとした段差でも転ぶことがあるため、住まいの見直しが必要になってきます。

介護が必要となった場合においても、①トイレや浴室への手すりの設置、②段差の解消、③車椅子の通行が可能な廊下幅、扉幅の確保等、その人に応じた適切な住宅改修ができるよう、介護保険の住宅改修の利用や相談体制の充実を図る必要があります。ケアマネジャーや民間事業者との連携が必要です。

《在宅高齢者住宅改善支援事業》

65歳以上の高齢者が、住み慣れた家庭で生活できるよう、手すりの設置や床段差の解消などの住宅の改善に要する費用の助成を行っています。

【施 策】

- 高齢者の健康や身体機能に応じ、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。
- 介護保険と連動した住宅改修への補助を行い、高齢期を過ごしやすい住宅の推進に努めます。

(2) 公共施設のバリアフリー

【現 状】

公共施設では、高齢者が歩きやすいよう、段差の解消やスロープ・手すりをつけるなど、利便性の改善に努めています。

【施 策】

- 市の公共施設におけるバリアフリーを進め、高齢者や障がい者等が利用しやすくなるよう、段差の解消、スロープや手すりの設置、ユニバーサルデザインの採用など環境整備に努めます。
- 市の関係部局やその他の関係機関と連携を図りながら、公共施設のバリアフリー化に努めます。

(3) 交通のバリアフリー

【現 状】

高齢者が公共交通機関を利用する際の移動の利便性、安全性を図るため、交通事業者と協働して交通のバリアフリー化について検討することが大切です。

【施 策】

高齢者が公共交通機関を気軽に利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりに努めます。

(4) 高齢者の住まいの充実

【現 状】

日常生活や介護に不安を抱く一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅など、住まいの住み替えについて見直しも必要となってきます。スーパーや病院等、生活に必要な機関へ歩いて行ける距離で暮らせる、高齢者に住みよいコンパクトなまちづくりを推進することが求められています。

【施 策】

民間活力の導入による住みよい高齢者住宅整備推進と、地域の中で互いに支えあいながら安心して暮らすことのできる住環境の構築に努めます。

第5節 認知症施策の推進（重点課題）

認知症高齢者が尊厳をもちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むには、地域の住民が認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者及びその家族の生活を支えていくことが必要です。

家族が認知症の症状を正しく理解していないために起きる高齢者虐待などの社会的問題を防ぐためにも認知症についての正しい知識の普及・啓発を促進する必要があります。

黒部市では新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合第9期介護保険事業計画を踏まえ、より具体的に施策を推進していきます。

1 認知症高齢者への支援

【現 状】

市においては、令和5年4月現在、在宅の認知症高齢者は、982人(要介護認定者で認知症自立度Ⅱa以上)であり、今後も高齢化の進展に伴い、更に増加が見込まれます。

認知症高齢者への支援として、地域住民や企業などを対象に、令和4年度までに4,429人の認知症サポーターの養成を行いました。また、認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したガイドブックである認知症ケアパスを作成し、各種講座での配布、相談窓口への配置などにより適切に医療・介護サービスの提供につながるよう努めました。今後若年層や認知症の方と地域での関わりが多い住民や職域の方への知識の普及啓発や認知症サポーターが行う地域活動を促す仕組みづくり、家族介護者への支援等、本人及び家族の意向が尊重できる更なる支援が必要です。

【施 策】

認知症の方が、尊厳と希望をもって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症施策推進大綱や国にて策定が予定される認知症施策推進基本計画に基づき施策を推進します。

(1) 認知症の普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがかかりうるものであり、誰もが認知症とともに生きる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、

認知症は皆にとって身近なものであることを引き続き普及・啓発していきます。

また、相談窓口の周知や認知症カフェ等を通じ認知症の人の意思が尊重されるよう支援に努めていきます。

- ・認知症サポーターの養成と活動支援

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域で認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き進めていきます。特に、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座等を開催し、子どもの時期から認知症に関する正しい理解の普及を推進します。

また、認知症の理解を一層深めるステップアップ研修を開催し、養成された認知症サポーターが更に地域で活躍してもらえるよう、活動の支援を推進します。

- ・認知症予防の推進

運動・口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組についても、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の通いの場や認知症予防教室の開催等を推進し、認知症予防に努めます。また、糖尿病や高血圧等の生活習慣病が認知症の発症リスクを高めることが分かっており、健康づくりと連携した取組を推進します。

併せて、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、高齢者の認知症予防及びフレイル予防を図るため、加齢性難聴者への補聴器の装用促進に努めてまいります。

[認知症サポーター数の推移]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
人数	4,247人	4,429人	4,495人	5,800人

(2) 家族介護者への支援

認知症の方の介護者の精神的・身体的負担を軽減する支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

- ・家族介護者の負担軽減と支援

認知症施策や事業の企画調整等を行う認知症地域支援推進員を中心に、認知

症の方や家族への相談支援を行い、医療機関等と連携した介護保険などの取組を進めていきます。

また、認知症ケアパスを積極的に活用し、医療、介護関係者等の間でサービスが切れ目なく提供される体制の構築を継続し、介護者の負担軽減を図ります。

更に、認知症初期集中支援チームを中心に早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療介護が受けられる体制づくりを進めるとともに、市内での認知症カフェの開催を推進し、介護者同士の情報交換を通じた支え合いを支援し、認知症のご家族や本人の負担軽減に努めます。

認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、高齢者が外出し居場所が分からなくなった場合に、事業者と連絡をとりながら検索をすることにより、早期発見・保護を行い介護家族の負担軽減を図ります。

[徘徊高齢者等家族支援サービス事業]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和8年度 目標
利用人数	5人	4人	3人	15人

※利用に際し一部自己負担があります。

(3) 初期段階の方の生きがいづくり

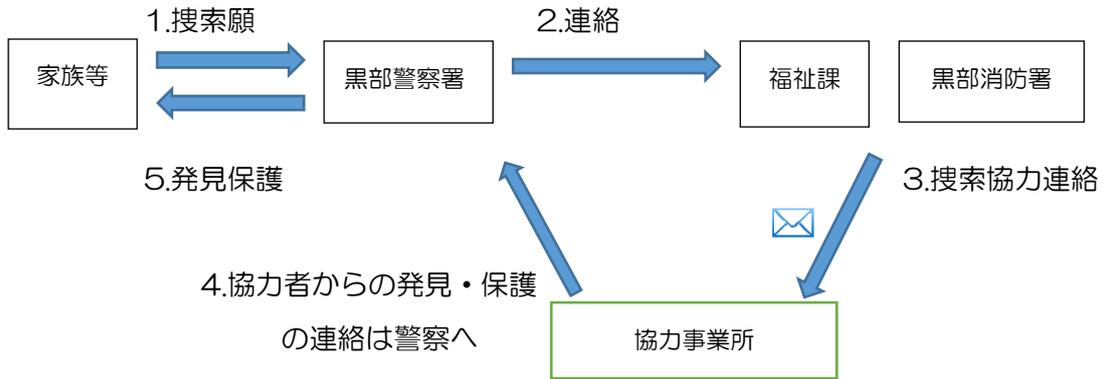
初期段階の認知症の方の生きがいづくりを支援するため、ニーズ把握に努め、認知症施策の企画・立案や評価へ本人やその家族の参画を図るなど、本人及び家族の視点を重視した取組を推進していきます。

(4) 認知症高齢者等への見守りSOSネットワークの構築

認知症高齢者の増加に伴い、外出中に道に迷うおそれのある高齢者の増加が予想されます。「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」では、認知症の症状により道に迷うおそれのある高齢者の事前登録と、行方が分からなくなった時に捜索に協力いただく事業所の登録を推進し、早期に発見できる支援体制を構築しています。また、「おでかけ安心見守りシール交付事業」では、衣類等身につけた2次元コードを読み込むことで、徘徊高齢者本人のご家族と連絡を取りあうことができ、早期発見保護が可能となります。

認知症であっても、安心して暮らし続けることができるやさしいまちを目指します。

[徘徊高齢者SOSネットワークイメージ図]



(5) 認知症高齢者の権利擁護

認知症により判断能力が十分でない高齢者の権利擁護については、日常生活自立支援事業の利用促進に努め、成年後見制度利用支援の充実を図ります。

また、市民を含めた後見人も後見等の業務を担えるよう、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を促進します。

2 高齢者虐待防止対策

【現状と課題】

高齢者虐待は全国的な社会問題であり、「高齢者虐待防止法」（平成18年4月施行）においては、市町村は高齢者虐待防止への連携強化、防止ネットワークの構築を進めるよう示しています。

それを受けて、市では関係機関による「権利擁護ネットワーク運営委員会」を設置し、地域における高齢者の安心した生活が確保できるよう努めています。

高齢者虐待に関する相談や通報がケアマネジャーや介護サービス事業所等より寄せられていますが、表面化するケースはごく一部であり、地域での高齢者虐待に対する認識を深めることが必要となっています。

[高齢者虐待に関する相談・通報件数]

年 度	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	介護放棄・放任	延件数 (実件数)
令和2年度	7件	2件	0件	0件	0件	9件 (7件)
令和3年度	9件	5件	0件	1件	3件	18件 (12件)
令和4年度	5件	3件	0件	0件	1件	9件 (7件)

【施 策】

高齢者虐待が起きる背景を理解し、虐待を防止するために以下の体制を整備します。

(1) 高齢者虐待に関する広報・啓発

講演会や研修会の開催、高齢者虐待パンフレットの作成による住民への周知、民生委員からの情報収集による予防対策の推進に努めます。

(2) 高齢者虐待の把握、相談体制

虐待については、地域包括支援センターを中心に関係機関からの情報収集により、早期発見・早期対応の体制を整備します。

また、困難事例に対しては、福祉に携わる弁護士と社会福祉士で構成される「高齢者虐待対応専門職チーム」の協力を得て対応します。

(3) 被虐待高齢者に対する事業

被虐待高齢者の生命又は身体に重大な危険が生ずるおそれがあると認められる場合は、市職員、地域包括支援センター職員等が立入り調査を実施し、状況によっては、行政措置として一時的な保護のため、入所施設等への入所措置の対応を図ります。

(4) 被虐待高齢者の権利擁護

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護については、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の利用促進に向けた取組を黒部市社会福祉協議会等関係機関と連携して推進します。

(5) 高齢者虐待防止に向けた地域での取組

高齢者虐待についての正しい知識の普及啓発に努め、地域包括支援センターを中心として医療機関、健康増進課、県厚生センター、警察等関係機関や民生委員、地域団体等と連携を図り、地域社会全体での虐待防止のための地域ネットワーク構築を推進します。

また、介護者の「介護疲れ」が虐待の原因になるとも考えられるため、家族介護者の支援を進めることで、虐待の予防を図ります。

(6) 施設での高齢者虐待の防止

虐待は、ほとんどが在宅で発見されていますが、全国的には施設において介

介護従事者が虐待するケースも報告されていることから、施設においては、虐待防止の研修、及び万が一高齢者虐待が発見された場合の速やかな通報による対応が必要です。常に施設との連携を図りながら介護従事者への適切な指導に努めます。

第3章

包括的な介護保険事業の提供

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進(重点課題)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、これまで医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、施策を進めてきました。

今後も、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を見据え、「地域包括支援センターの充実」、「地域ケア会議の推進」、「医療と介護の連携推進」、「感染症に対する備え」、「認知症施策の推進」※、「生活支援サービスの体制整備」※について取り組んでいきます。

※「認知症施策の推進」はP49～54、※「生活支援サービスの体制整備」についてはP60に記載

1 地域包括支援センターの充実

【現 状】

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステムの強化に向けた中核的な役割を果たしていくことが期待されています。

相談対応や介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴うケアプラン作成件数の増加、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、相談業務が複雑化、多様化しており、困難事例が増えてきています。そのため、支援体制の強化が図られるよう、介護だけにとどまらず、福祉・医療・保健分野との連携や、地域での自助、共助の意識醸成が不可欠となっています。

[市内地域包括支援センター担当地区]

センター名	所在地	担当地区
黒部市 地域包括支援センター	黒部市役所内	生地、石田、村椿、大布施、三日市
黒部市 東部地域包括支援センター	ふれあい福祉センター内	田家、前沢、荻生、若栗、東布施、宇奈月、内山、音沢、愛本、下立、浦山

【施 策】

- 地域住民の身近な相談機関として、地域包括支援センターが担う役割や有する機能について幅広く周知していきます。
- 高齢化の進展に伴い、今後見込まれる地域包括支援センターの業務量の増加や求められる役割に応じた適切な対応ができるよう、多職種が参加する研修会や事例検討会等の開催を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 効果的・効率的に業務を行うため、センター間及び行政との連携を強化し、地域全体に効果的で一体的なケアが提供できるような運営体制づくりに努めます。

2 地域ケア会議の推進

【現 状】

地域包括支援センターにおいて、個別ケースの支援策の検討や高齢者の自立を促すケアマネジメント対策などを目的に、「地域ケア個別会議」を積み重ねています。また、この会議から抽出された地域課題を集約する「地域ケア会議」を年1回開催しています。

今後は、更に地域包括ケアに向けて取り組んでいる関係団体等からの課題もあわせて集約・整理し、市全体の課題を検討し、施策の形成、事業の実施に努める必要があります。

【施 策】

個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」では高齢者の自立支援、重症化防止策をケアマネジャー、看護師、リハビリ専門職等の多職種による専門的な視点で検討し、検討の中で抽出された地域課題や関係団体等からの地域課題を「地域ケア会議」で集約、地域で共有する課題や有効な支援策を明らかにし、市全体の課題として検討を行い、必要なサービス資源や施策の形成等、解決策の検討を進めます。

3 医療と介護の連携推進

【現 状】

在宅生活を送ることにより、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働による切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築することが求められています。

市内の医療・介護の関係団体の代表などから構成する在宅医療・介護連携推進会議において、課題の抽出、施策の優先順位などについて協議を進めています。

また、地域住民に対し、新川地域在宅医療支援センターと協力して、市民公開講座を開催し、在宅医療・介護連携等の取組等を周知しているほか、医療・介護関係機関リストを作成し連携ツールを整備しております。

今後は更なる医療、介護関係機関の連携を図るなど在宅医療・介護サービスが包括的かつ継続的に提供される体制の構築が必要です。

【施 策】

今後も医療や介護に携わる多職種や庁内の連携・協働により、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症や災害時の対応など様々な課題の検討を行い、PDCA サイクルに沿った次の施策について推進していきます。

○現状分析・課題抽出・施策立案

- ・地域の医療・介護の資源の把握（医療・介護関係機関リストの更新など）
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
（在宅医療・介護連携推進会議を開催し、引き続き課題や対応策を協議）
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
（医師会や病院等の医療関係者と介護関係者が連携し、訪問医療や訪問看護、訪問介護などのサービスが切れ目なく一体的に提供される体制の構築）

○対応策の実施

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
（医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等）
- ・地域住民への普及啓発
（広報、リーフレット等を活用した、在宅医療・ACP（人生会議）の普及）
- ・在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
（多職種連携を効果的に行うためのツールやICT化を引き続き検討するとともに、入退院支援を中心としたルールや仕組み等について協議）
- ・医療・介護関係者の研修
（在宅医療に関わる専門職の資質向上や連携を目的とした研修会の開催）

○対応策の評価・改善

- ・在宅医療・介護推進協議会において、対応策の評価・改善を実施できる体制の整備

4 感染症に対する備え

【現 状】

コロナ禍において、安心してサービスを利用することができるよう、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合と連携し、介護サービス事業所等における適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達などを促進しています。

介護が必要な高齢者にとって、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどへの感染は命に関わることから、引き続き感染症対策を講じる必要があります。

【施 策】

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合と連携し、介護サービス事業所等において、安心してサービスを利用することができるよう、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達など感染症対策を継続して取り組みます。また、災害発生時や感染症拡大時においても事業を安定的に提供していただくための事業継続計画（BCP）の策定が介護サービス事業所等に求められており、情報提供などの支援を行います。

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点課題）

1 地域支援事業の現状について

地域支援事業は、平成 18 年度から実施されている事業で、介護保険法の基本理念にあるように、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを確立するため、それまでの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等が見直され、要支援・要介護になる前から効果的な介護予防のサービスを提供し、生活機能の向上を図ることを目的としています。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の 3 つの事業から構成されます。

地 域 支 援 事 業		
介護予防・日常生活支援 総合事業 <small>（要支援 1～2、それ以外の方）</small>	包括的支援事業	任意事業
<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○一般介護予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営（介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議の充実等） ○在宅医療・介護連携の推進事業 ○認知症総合支援事業（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等） ○生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、生き生きとした生活を営むことができるよう要支援・要介護状態となることの予防を目的に、要支援1～2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）をサービス事業の対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とする「一般介護予防事業」を実施しています。

① 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者及び事業対象者の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防から移行した訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として実施しています。

この事業は、「訪問型サービス（第1号訪問事業）」、「通所型サービス（第1号通所事業）」、「その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」から構成されています。

[介護予防・生活支援サービス事業]

事業	内容
訪問型サービス（第1号訪問事業） （法第115条の45第1項第1号イ）	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス（第1号通所事業） （同号ロ）	要支援者等に対し、機能訓練や週一回以上の体操等を中心とした通いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）（同号ハ）	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（同号ニ）	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

【現 状】

高齢者が住み慣れた地域において安全で安心して生活を送ることができるよう、高齢者やその家族を地域ぐるみで支え合う地域共生社会を構築することが重要です。

特に、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、家族の介護力の低下などを背景に地域における見守りや日常生活を支援する取組の必要性が高まっており、多様な主体によるサービスの提供とその担い手の確保が必要です。

平成 27 年度から新しい総合事業に取り組み、介護予防から移行した訪問介護を含む訪問型サービス、同じく介護予防から移行した通所介護を含む通所型サービスに加えて、基準を緩和した通所型サービスAの実施に取り組みました。

また、住民主体の通所型サービスBの「地域の通いの場」は、令和5年 12 月末現在、14 団体あり、介護予防体操の実施等による地域でのふれあいを通して、支え合い活動を住民主体で継続的に開催されています。この事業の実施は、地域に密着したあらゆる団体等が地域の総意を持って行うべき地域づくりのための活動であることから、取組の時期は各地区においての判断になっております。

このほか、歯科衛生士等の保健や医療の専門職により 3～6 ヶ月の短期間で運動機能や口腔機能等の向上のため、通所型サービス C、訪問型サービス C を実施しております。このうち通所型サービス C については黒部市民病院と連携し事業に取り組んでおります。

【施 策】

年齢や心身の状態を考慮し自立支援等の取組を推進するため、サービス内容の充実や拡大に努めます。また、移動支援サービスなどの新たな事業の開発などに取り組んでいきます。更に、介護予防・生活支援サービス事業の一層の充実が図れるよう、多様な主体によるサービスの担い手の確保や支援を必要とする高齢者のニーズに応じたサービスの開発支援に努めていきます。

また、「地域の通いの場」については、今後も健やかで生きがいを持って暮らせる地域づくりについての話し合いを持っていただけるように、関係団体に対し継続的に事業趣旨の説明などを行ってまいります。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。地域においてリハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置付けています。

[一般介護予防事業]

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する

【現 状】

介護予防については、公民館や地域の施設等を利用し、運動・口腔・栄養・認知症予防等を組み合わせた介護予防プログラムを実践するとともに住民の自主的な活動を支援する施策の充実を図り、身近な場所で継続して介護予防活動に参加できるような地域づくりを進めました。

また、出前講座などを積極的に実施し、介護予防に資する新たな住民の自主的な活動を支援してきました。

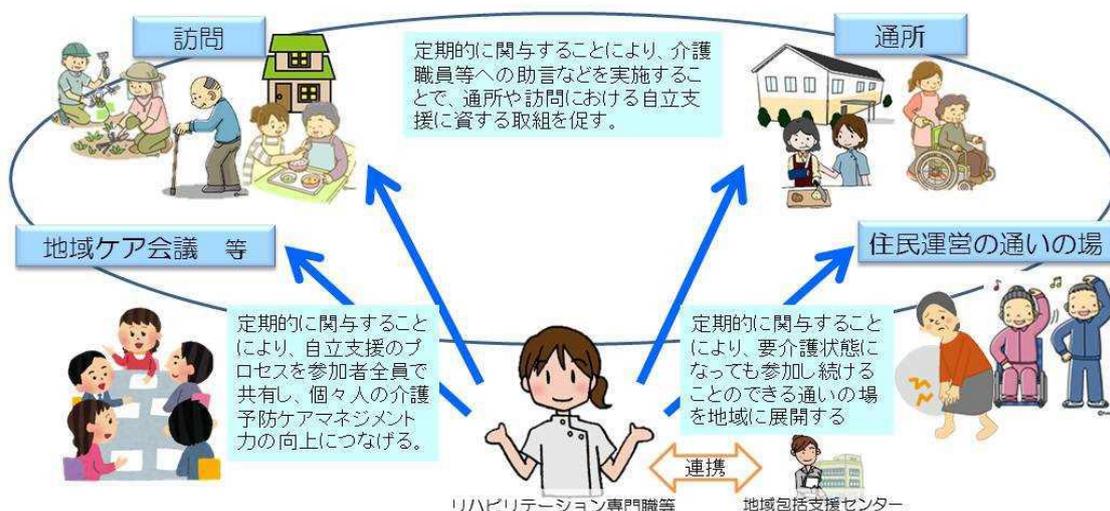
【施 策】

多くの高齢者が介護予防に積極的に取り組めるよう、その必要性を広く周知し、一般介護予防事業を充実していきます。介護予防を実践している住民活動の継続支援を行うとともに、より多くの方が参加できる環境を整えていきます。

また、地域において適切なケアマネジメントが行われるよう、職員の資質向上など人材育成を図るとともに、介護予防の取組を強化するために、通所、訪問、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【現 状】

健康寿命の延伸を図るため、高齢者のフレイル対策と疾病予防・重症化予防に取り組む保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進しています。また、看護職や管理栄養士等の医療専門職を配置し、関係機関と連携しながら、「高齢者に対する個別的支援」、「通いの場等への積極的な関与」を実施し、高齢者の心身の多様な課題に対し、切れ目のないきめ細やかな支援に努めています。

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

医療専門職が健診データ、医療レセプト、介護レセプトの情報から一人ひとりの健康状態を把握し、個々に応じた生活習慣病（糖尿病性腎症・循環器疾患）重症化予防やフレイル予防（栄養・口腔・運動）について訪問指導等を行っています。

また、健診等のデータから健康状態の把握が困難な高齢者に対し、地域包括支援センターと情報共有を図り、必要な医療・福祉サービスにつなげています。

② 通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

医療専門職が通いの場等においてフレイル予防を中心とした健康教育や健康相談等を実施しています。また、健康課題を抱えている高齢者を把握し、個々に応じた支援を行っています。

【施 策】

引き続き、各情報の分析により地域と高齢者の健康課題を把握すると同時に、フレイルや生活習慣病等の健康課題を抱える高齢者の支援を継続します。また、閉じこもりがちな高齢者や健康状態不明な高齢者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげます。

高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようになることを目指し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

2 地域支援事業等の見込量

事業費の見込量については、各年度における事業の種類ごとに設定しています。また、総合事業については、国の示したガイドライン等を踏まえて、事業内容を検討し、計画期間中にサービスを充実させるよう努めます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、予防給付から移行した訪問介護を含む訪問型サービス、同じく予防給付から移行した通所介護を含む通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントからなっています。

ア. 訪問型サービス

介護予防訪問介護から移行した「訪問型サービス（第1号訪問事業）」やこれまでより緩和した基準で指定事業所が行う生活援助等のサービスを提供する「訪問型サービスA」について引き続き実施します。また、保健・医療の専門職により提供される支援で3～6ヶ月の短期間で行われる「訪問型サービスC」についてはサービス内容の充実に努めます。ボランティア等住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービスを提供する「訪問型サービスB」、移動支援を行う「訪問型サービスD」については、開発・実施に向け検討に努めます。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
1,204 (58,285)	1,187 (57,442)	1,177 (56,963)	サービス提供費

() 内は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内全体の事業費見込み量 以下同じ

イ. 通所型サービス

介護予防通所介護から移行した「通所型サービス（第 1 号通所事業）」やこれまでより緩和した基準で指定事業所が行うミニデイサービス等のサービスを提供する「通所型サービスA」について引き続き実施します。また、地域支え合い推進員等の住民主体で行う介護予防体操等の活動を通して、地域での支え合い活動の拠点となる「通所型サービスB」の拡大に努めます。生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善のプログラムを3～6ヶ月の短期間で行う「通所型サービスC」の充実に努めます。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	主な内容
15,230 (178,841)	15,010 (176,255)	14,885 (174,786)	サービス提供費

[地域住民主体の通いの場の参加者数] (通所型サービスB)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 8 年度 目標
参加実人数	505 人	507 人	520 人	950 人

ウ. その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食サービスや、住民等により行う見守りサービスなど、自立支援に資する生活支援サービスを行います。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	主な内容
7,720	7,608	7,545	食の自立支援事業費

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防把握事業

国が示す基本チェックリストを用いて、日常生活で必要となる機能を確認し、対象者を把握、決定します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	主な内容
2,985	2,942	2,917	介護予防把握事業看護師人件費

イ. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためパンフレット等の作成や講演会・相談会・教室・出前講座などを開催します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
24,170	23,821	23,622	介護予防教室等開催費

ウ. 地域介護予防活動支援事業

ボランティア等の人材育成や活動組織の育成支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
4,086	4,027	3,993	介護支援サポーターポイント事業費等

エ. 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職が関与できるように支援します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
4,521	4,455	4,418	リハビリテーション専門職人件費

(2) 包括的支援事業

介護保険の保険者である新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合より委託を受け、市では、地域包括支援センターを設置し、高齢者の包括的支援事業を実施しています。介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担う地域包括支援センターを運営しています。

① 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担う地域包括支援センターを運営します。現在、エリアを2つに区分し、市内2か所にセンターを設置しています。(エリアについてはP55に記載)

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
29,161	28,739	28,500	黒部市地域包括支援センター職員人件費

② 在宅医療・介護連携の推進

在宅生活において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療や訪問看護と介護サービス事業者などの関係者の連携を新川地域在宅医療支援センターや新川厚生センターが行う推進事業にも関与しながら進めていきます。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
344	339	336	医療・介護関係機関リスト作成費・研修会費等

③ 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を中心に、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を推進します。(P49に詳細記載)

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
1,135	1,118	1,109	認知症地域支援推進員設置費、認知症カフェ運営費等

④ 生活支援サービスの体制整備

地域支え合い推進員の養成、活動団体のネットワークの構築、地域のニーズと地域資源のマッチングを行い、高齢者を支える地域づくりを推進します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
4,213	4,152	4,117	生活支援コーディネーター人件費

⑤ 地域ケア会議推進事業

高齢者等が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう個別事例の検討を通

じて、多職種協働によるケアマネジメント支援及び地域支援ネットワークの構築や地域課題を把握することを目指します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
237	234	232	多職種連携会議、事例検討等

(3) 任意事業

要介護者の家族を支援するための事業や介護保険事業の運営の安定化、及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を実施しています。

① 家族介護支援事業

介護知識・技術の習得や、認知症高齢者の見守りサービス事業を実施します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
10,740	10,584	10,496	寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業費等

② その他の事業 (地域自立生活支援事業)

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、地域の実情に応じた事業を実施します。

●サービスの見込み (単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	主な内容
4,843	4,773	4,733	1人暮らし高齢者等見守りコール事業費

第3節 介護保険サービスの充実

1 要介護認定者数の推移

黒部市の要介護等認定者数の推移をみると増加傾向にあり、令和5年の要介護等認定者総数は2,404人で、そのうち71.3%が要介護1以上の認定者となっています。

要介護認定者のうち、要介護の割合が年々増加傾向にあります。

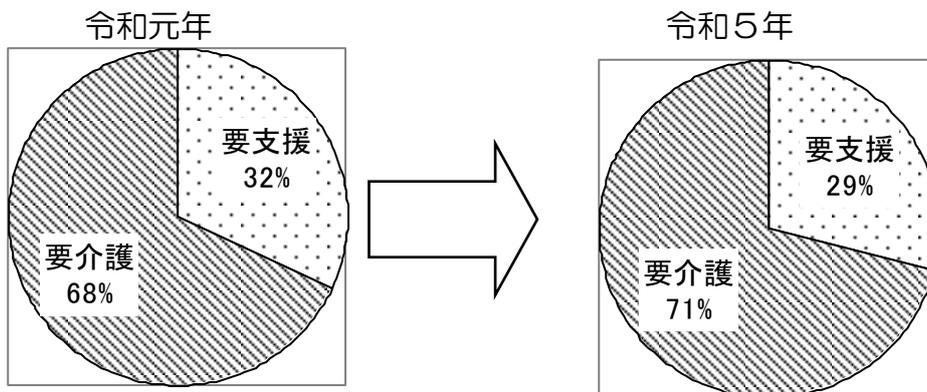
[黒部市における要介護認定者数の推移]

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成12年	126人 13.3%	- 0.0%	245人 25.9%	153人 16.2%	120人 12.7%	154人 16.3%	147人 15.6%	945人 100.0%
平成16年	132人 11.2%	- 0.0%	440人 37.5%	177人 15.1%	155人 13.2%	133人 11.3%	138人 11.7%	1,175人 100.0%
平成18年	208人 12.8%	115人 7.1%	496人 30.6%	241人 14.9%	224人 13.8%	131人 8.1%	206人 12.7%	1,621人 100.0%
平成21年	226人 12.3%	280人 15.2%	433人 23.5%	239人 13.0%	222人 12.0%	191人 10.4%	251人 13.6%	1,842人 100.0%
平成24年	353人 17.8%	240人 12.1%	425人 21.5%	217人 11.0%	177人 8.9%	273人 13.8%	294人 14.9%	1,979人 100.0%
平成25年	311人 15.2%	269人 13.2%	464人 22.8%	212人 10.4%	213人 10.4%	291人 14.3%	280人 13.7%	2,040人 100.0%
平成26年	365人 17.7%	238人 11.5%	442人 21.4%	233人 11.3%	214人 10.3%	289人 14.0%	286人 13.8%	2,067人 100.0%
平成27年	342人 16.8%	247人 12.1%	457人 22.4%	236人 11.6%	224人 11.0%	268人 13.1%	265人 13.0%	2,039人 100.0%
平成28年	402人 19.2%	231人 11.0%	493人 23.5%	234人 11.2%	216人 10.3%	251人 12.0%	269人 12.8%	2,096人 100.0%
平成29年	421人 19.1%	272人 12.3%	556人 25.2%	249人 11.3%	219人 9.9%	250人 11.4%	237人 10.8%	2,204人 100.0%
平成30年	457人 20.2%	265人 11.7%	565人 25.0%	254人 11.3%	209人 9.3%	272人 12.1%	235人 10.4%	2,257人 100.0%
令和元年	486人 21.0%	254人 11.0%	598人 25.8%	259人 11.2%	228人 9.8%	262人 11.3%	229人 9.9%	2,316人 100.0%
令和2年	445人 19.2%	251人 10.8%	597人 25.7%	267人 11.5%	232人 10.0%	273人 11.7%	258人 11.1%	2,323人 100.0%
令和3年	439人 18.8%	274人 11.7%	596人 25.5%	225人 9.6%	234人 10.0%	304人 13.0%	262人 11.2%	2,334人 100.0%
令和4年	447人 18.7%	277人 11.6%	616人 25.8%	249人 10.4%	228人 9.5%	315人 13.2%	256人 10.7%	2,388人 100.0%
令和5年	425人 17.7%	265人 11.0%	644人 26.8%	275人 11.4%	231人 9.6%	302人 12.6%	262人 10.9%	2,404人 100.0%

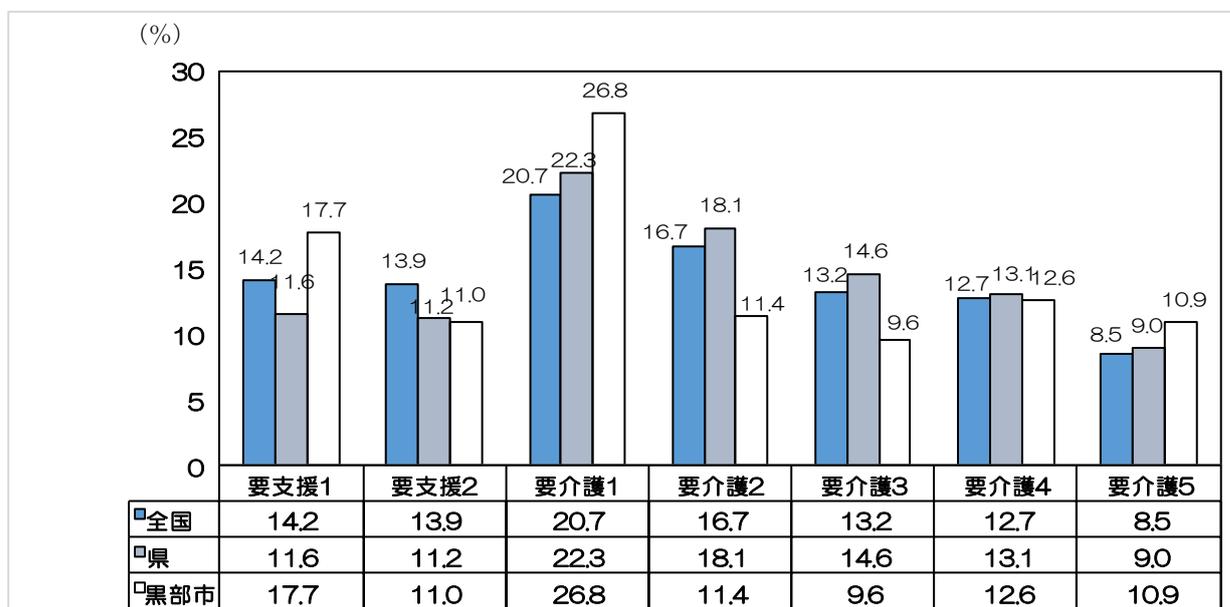
資料／介護保険事業状況報告

平成12年は介護保険実施年のため、5月1日現在、他年は10月1日現在
制度改正により、平成17年までの要支援（経過的要介護）は要支援1の区分に記載

[要介護・要支援の割合]



[要介護認定者数の割合（全国・富山県・黒部市）]



資料／介護保険事業状況報告（令和5年9月末現在）



2 介護給付等サービスの現状

(1) 居宅サービス

【現 状】

居宅サービスの利用者は、要支援・要介護1（軽度）認定者の増加とサービス提供基盤の整備に伴い年々増加しています。新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内における訪問介護のヘルパー数や短期入所生活介護のベッド数を把握しながら、利用者が受けたい居宅サービスを受けることができるかどうか等を確認する必要があります。居宅サービスの質と量を確保するためには事業所への支援が必要です。

[介護給付対象居宅サービス事業所等の状況]

(令和6年1月1日現在)

区 分	黒部市	入善町	朝日町	合 計
訪問介護事業所	4ヶ所	6ヶ所	3ヶ所	13ヶ所
訪問入浴介護事業所	—	1ヶ所	—	1ヶ所
訪問看護事業所	4ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	7ヶ所
訪問リハビリ事業所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	6ヶ所
通所介護（デイサービス） 利用定員	11ヶ所 331人	4ヶ所 125人	1ヶ所 30人	16ヶ所 486人
通所リハビリ（デイケア） 利用定員	3ヶ所 80人	2ヶ所 100人	2ヶ所 40人	7ヶ所 220人
短期入所生活介護(ショートステイ) ベッド数	4ヶ所 45床 ※（+空床利用）	3ヶ所 23床 ※（+空床利用）	1ヶ所 30床	8ヶ所 98床 ※（+空床利用）
短期入所療養介護(ショートステイ) ベッド数	4ヶ所 空床利用	1ヶ所 空床利用	1ヶ所 空床利用	6ヶ所 —

資料／新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[黒部市民の介護給付対象居宅サービス利用状況]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護 (回/月)	4,913	4,953	5,341
訪問入浴介護 (回/月)	29	33	27
訪問看護 (回/月)	319	302	302
訪問リハビリテーション (回/月)	542	572	649
居宅療養管理指導 (人/月)	109	112	113
通所介護 (回/月)	3,997	3,814	3,851
通所リハビリテーション (回/月)	1,234	1,080	991
短期入所生活介護（介護老人福祉施設） (日/月)	1,259	1,188	1,223
短期入所療養介護（介護老人保健施設） (日/月)	275	281	241
短期入所療養介護（介護療養型医療施設） (日/月)	2	2	0
福祉用具貸与 (人/月)	613	624	628
特定福祉用具購入 (人/月)	8	8	9
住宅改修 (人/月)	7	6	8
特定施設入居者生活介護 (人/月)	5	7	7
居宅介護支援 (人/月)	857	863	873

令和5年度は見込み 資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[黒部市民の介護予防サービス利用状況]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護 (回/月)	29	41	48
訪問リハビリ (回/月)	149	128	138
居宅療養管理指導 (人/月)	13	18	18
通所リハビリ (人/月)	89	90	86
短期入所生活介護（介護老人福祉施設） (人/月)	11	12	12
短期入所療養介護（介護老人保健施設） (人/月)	1	1	0
短期入所療養介護（介護療養型医療施設） (人/月)	0	0	0
福祉用具貸与 (人/月)	265	267	273
特定福祉用具購入 (人/月)	5	4	3
住宅改修 (人/月)	8	6	6
居宅介護支援 (人/月)	327	333	339
訪問入浴介護 (回/人)	0	0	0
特定施設入居生活介護 (人/日)	3	1	1

令和5年度は見込み 資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

【施 策】

今後サービス利用者のニーズに対応できるよう、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合や事業者と連携し、体制整備に努めます。

(2) 地域密着型サービス

【現 状】

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常生活圏域において提供されるサービスで、要介護認定者の状態により、在宅、通所、短期宿泊等の総合的な利用や、認知症高齢者への通所サービス等、多様できめ細かなサービスが提供されるものです。

[介護給付対象地域密着型サービスの整備状況]

(令和6年1月1日現在)

区 分	黒部市	入善町	朝日町	合 計
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2ヶ所	2ヶ所	—	4ヶ所
定員	49人	49人	—	98人
看護小規模多機能型居宅介護	—	1ヶ所	—	1ヶ所
定員	—	29人	—	29人
小規模多機能型居宅介護	3ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	5ヶ所
定員	78人	25人	25人	128人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	9ヶ所	8ヶ所	2ヶ所	19ヶ所
定員	126人	90人	36人	252人
認知症対応型通所介護	3ヶ所	5ヶ所	1ヶ所	9ヶ所
定員	27人	42人	12人	81人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1ヶ所	—	—	1ヶ所
地域密着型通所介護（デイサービス）	8ヶ所	5ヶ所	3ヶ所	16ヶ所
定員	135人	63人	43人	241人

資料／新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[黒部市民の介護給付対象地域密着型サービス利用状況]

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	39	43	46
認知症対応型通所介護	(回/月)	362	390	386
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	121	126	122
地域密着型特定施設 入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
地域密着型老人福祉施設 入居者生活介護	(人/月)	49	49	47
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(人/月)	10	9	7
地域密着型通所介護	(回/月)	1,580	1,616	1,773
看護小規模多機能型居宅介護	(人/日)	3	3	3

令和5年度は見込み 資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[黒部市民の地域密着型介護予防サービス利用状況]

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	4	5	4
認知症対応型通所介護	(回/月)	1	3	0
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	0

令和5年度は見込み 資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

【施 策】

地域密着型サービス基盤の整備については、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合の「地域密着型サービス運営委員会」が中心になり、組合管内の介護サービス事業所のバランスを見ながら、関係機関と検討を進めます。

(3) 施設サービス

【現 状】

介護保険施設に入所して受けるサービスには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設、介護医療院があります。介護医療院は平成30年度から新たに設けられた施設で、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

市内施設の他、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内の施設を利用している状況です。

[介護給付対象入所施設の整備状況]

(令和6年1月1日現在)

区 分	黒部市	入善町	朝日町	合 計
介護老人福祉施設 ベッド数	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	6ヶ所
	165床	190床	150床	505床
介護老人保健施設 ベッド数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
	80床	150床	60床	290床
介護医療院 ベッド数	2ヶ所	—	—	2ヶ所
	109床	—	—	109床

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[黒部市民の介護給付対象施設サービス利用状況]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設 (人/月)	180	178	178
介護老人保健施設 (人/月)	71	80	72
介護療養型医療施設 (人/月)	1	0	0
介護医療院 (人/月)	74	68	72

令和5年度は見込み 資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

【施 策】

地域の実情に応じた基盤整備が可能となっており、地域ニーズ等に応じた施設整備に努めます。また、国が示す在宅を中心とした介護の方針を継続しつつ、高齢者ができる限り在宅での生活が継続できるよう、各自に必要な支援とサービス利用を推進し、在宅生活の支援に努めます。



3 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合管内の介護給付等サービス計画

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
第9期介護保険事業計画より抜粋

(1) 被保険者数の人口推計

管内の被保険者数は、2025年（令和7年）が49,641人、2040年（令和22年）が39,839人、2050年（令和32年）が32,173人となることが見込まれています。

被保険者割合は、2025年には69.8%、2040年には74.8%、2050年には77.0%まで上昇することが見込まれています。

[被保険者数の将来人口推計] 組合管内（全体）
（単位：人）

	総人口	第2号被保険者	第1号被保険者	高齢者		被保険者	被保険者割合	第2号被保険者割合
				前期	後期			
2023年 (令和5年)	73,309	24,032	26,357	11,117	15,240	50,389	68.7%	32.8%
2025年 (令和7年)	71,094	23,477	26,164	10,105	16,059	49,641	69.8%	33.0%
2030年 (令和12年)	65,204	21,496	25,354	9,409	15,945	46,850	71.9%	33.0%
2040年 (令和22年)	53,227	15,988	23,851	9,750	14,101	39,839	74.8%	30.0%
2050年 (令和32年)	41,799	11,684	20,489	7,388	13,101	32,173	77.0%	28.0%

(各年 10月1日現在)

資料／新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

(2) 要介護等認定者の推計

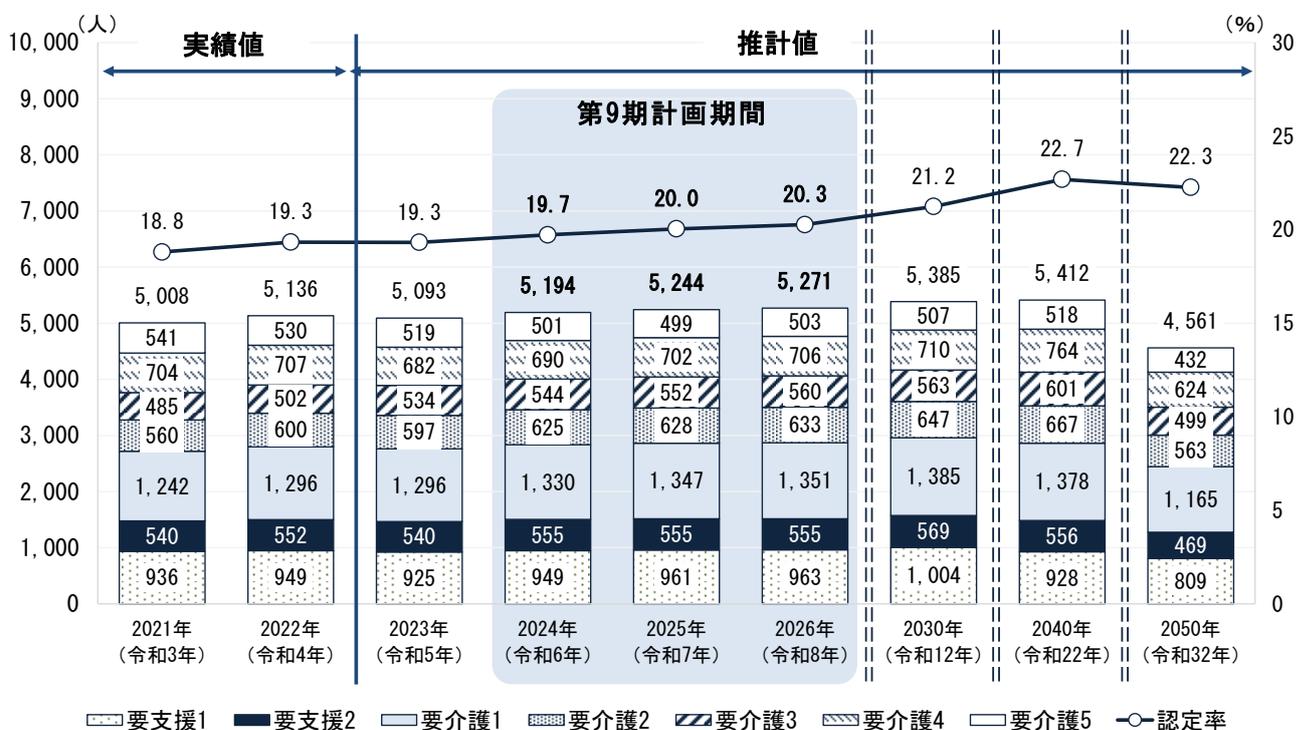
管内の要介護等認定者について、過去の要介護等認定者の推移と将来人口推計の結果から、第9期計画期間中及び2030年（令和12年）、2040年（令和22年）、2050年（令和32年）の要介護認定者数の推計をおこないました。

要介護等認定者の総数は、2024年（令和6年）は5,194人、2030年（令和12年）は5,385人、2040年（令和22年）は5,412人、2050年（令和32年）は4,561人と見込まれます。

組管内（全体）
（単位：人）

[要介護等認定者数の推計]

	実績値			推計値					
	第7期			第8期			中長期		
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)
要支援1	936	949	925	949	961	963	1,004	928	809
要支援2	540	552	540	555	555	555	569	556	469
小計	1,476	1,501	1,465	1,504	1,516	1,518	1,573	1,484	1,278
要介護1	1,242	1,296	1,296	1,330	1,347	1,351	1,385	1,378	1,165
要介護2	560	600	597	625	628	633	647	667	563
要介護3	485	502	534	544	552	560	563	601	499
要介護4	704	707	682	690	702	706	710	764	624
要介護5	541	530	519	501	499	503	507	518	432
小計	3,532	3,635	3,628	3,690	3,728	3,753	3,812	3,928	3,283
総計	5,008	5,136	5,093	5,194	5,244	5,271	5,385	5,412	4,561
認定率	18.8	19.3	19.3	19.7	20.0	20.3	21.2	22.7	22.3



(各年10月1日現在)

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

(3) 介護サービス量の見込み

組合管内（全体）

① 居宅サービス

ア. 訪問介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	639,936	651,114	658,927	656,021	570,930
回数(回)	21,264	21,610	21,877	21,764	18,954
人数(人)	588	597	602	605	522

回数、人数は月平均 給付費は年額 以下同じ
資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 以下同じ

イ. 訪問入浴介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	20,725	21,242	21,242	18,425	15,483
回数(回)	135	139	139	120	101
人数(人)	41	42	42	37	31

ウ. 訪問看護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	70,764	71,856	72,653	73,759	62,654
回数(回)	860	872	883	895	761
人数(人)	146	148	150	152	129

エ. 訪問リハビリテーション

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	80,214	81,453	82,951	82,917	71,253
回数(回)	2,124	2,154	2,193	2,193	1,884
人数(人)	214	217	221	221	190

オ. 居宅療養管理指導

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	24,923	25,346	25,632	25,835	22,170
人数(人)	234	238	241	242	208

カ. 通所介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	612,983	623,881	629,351	632,712	543,035
回数(回)	6,659	6,766	6,820	6,875	5,891
人数(人)	745	757	763	769	659

キ. 通所リハビリテーション

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	271,158	276,723	278,294	279,865	240,275
回数(回)	2,793	2,842	2,857	2,882	2,468
人数(人)	402	409	411	415	355

ク. 短期入所生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	193,484	197,527	199,474	198,866	171,417
日数(日)	1,920	1,957	1,975	1,972	1,698
人数(人)	257	262	264	264	227

ケ. 短期入所療養介護

[介護老人保健施設]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	59,679	60,548	60,548	60,548	50,025
日数(日)	468	474	474	474	392
人数(人)	53	54	54	54	45

[病院等]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

[介護医療院]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

コ. 福祉用具貸与

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	213,255	217,528	220,697	219,331	189,666
人数(人)	1,342	1,367	1,383	1,384	1,191

サ. 特定福祉用具購入費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	8,567	8,567	8,908	8,567	8,164
人数(人)	23	23	24	23	22

シ. 住宅改修費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	13,539	13,539	13,539	14,668	12,410
人数(人)	14	14	14	15	13

ス. 特定施設入居者生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	47,675	47,736	47,736	47,736	45,541
人数(人)	19	19	19	19	18

セ. 居宅介護支援

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	319,884	325,824	329,405	330,626	283,779
人数(人)	1,869	1,900	1,919	1,931	1,655

② 地域密着型サービス

ア. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	16,581	55,076	55,076	55,076	55,076
人数(人)	8	30	30	30	30

回数、人数は月平均 給付費は年額 以下同じ

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 以下同じ

イ. 認知症対応型通所介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	154,910	170,974	172,327	172,327	137,240
回数(回)	1,218	1,338	1,348	1,348	1,076
人数(人)	137	151	152	152	121

ウ. 小規模多機能型居宅介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	292,263	377,117	377,117	377,117	222,190
人数(人)	110	140	140	140	85

工. 認知症対応型共同生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	898,980	928,963	928,963	928,963	764,627
人数(人)	286	295	295	295	244

才. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	355,815	356,266	356,266	362,673	315,573
人数(人)	98	98	98	100	87

力. 看護小規模多機能型居宅介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	74,329	159,045	159,045	159,045	117,198
人数(人)	25	55	55	55	40

キ. 地域密着型通所介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	345,874	363,623	363,623	363,623	346,311
回数(回)	3,482	3,635	3,635	3,635	3,482
人数(人)	404	422	422	422	404

③ 施設サービス

ア. 介護老人福祉施設

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	1,658,091	1,660,189	1,660,189	1,713,389	1,490,159
人数(人)	509	509	509	526	458

人数は月平均 給付費は年額 以下同じ

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 以下同じ

イ. 介護老人保健施設

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	861,274	862,364	862,364	915,673	788,003
人数(人)	249	249	249	265	228

ウ. 介護医療院

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	531,653	532,326	532,326	540,988	465,179
人数(人)	113	113	113	115	99

(4) 介護予防サービス量の見込み

組合管内（全体）

① 居宅サービス

ア. 介護予防訪問看護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	8,356	8,367	8,367	7,593	6,190
回数(回)	126	126	126	113	92
人数(人)	30	30	30	27	22

回数、人数は月平均 給付費は年額 以下同じ
資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 以下同じ

イ. 介護予防訪問リハビリテーション

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	15,502	15,521	15,521	16,070	13,300
回数(回)	470	470	470	486	402
人数(人)	56	56	56	58	48

ウ. 介護予防居宅療養管理指導

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	3,226	3,230	3,230	3,383	2,826
人数(人)	24	24	24	25	21

エ. 介護予防通所リハビリテーション

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	110,710	111,392	111,880	114,753	94,744
人数(人)	308	310	311	320	263

オ. 介護予防短期入所生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	4,851	5,106	5,106	5,106	4,035
日数(日)	66	70	70	70	55
人数(人)	18	19	19	19	15

カ. 介護予防短期入所療養介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

キ. 介護予防福祉用具貸与

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	45,109	45,476	45,559	46,827	38,575
人数(人)	586	591	592	609	501

ク. 特定介護予防福祉用具購入費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	2,493	2,493	2,493	2,493	2,192
人数(人)	8	8	8	8	7

ケ. 介護予防住宅改修費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	15,663	15,663	15,663	16,551	13,816
人数(人)	17	17	17	18	15

コ. 介護予防特定施設入居者生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

② 地域密着型サービス

ア. 介護予防認知症対応型通所介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	562	563	563	563	563
回数(回)	5	5	5	5	5
人数(人)	2	2	2	2	2

回数、人数は月平均 給付費は年額 以下同じ
資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 以下同じ

イ. 介護予防小規模多機能型居宅介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	3,062	3,066	3,066	3,066	3,066
人数(人)	4	4	4	4	4

ウ. 介護予防認知症対応型共同生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

② 介護予防支援

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
給付費(千円)	44,454	44,896	44,950	46,272	38,017
人数(人)	809	816	817	841	691

人数は月平均 給付費は年額
資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

(5) 施設整備計画について

組合管内(全体)

① 施設・居宅系サービスの利用者数

[介護保険3施設入所利用者数の設定(1ヶ月当たりの利用者数)] (単位:人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
介護老人福祉施設	510	510	510	522	456
介護老人保健施設	245	245	245	258	224
介護医療院	114	114	114	115	100

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[介護保険3施設入所定員数の設定(各年度末)]

(単位:床)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和32年度
介護老人福祉施設	505	505	505	505	555
介護老人保健施設	290	290	290	290	320
介護医療院	109	109	109	109	109

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

[居宅系サービスの入所・入居利用者数の設定(1ヶ月当たりの利用者数)]

(単位:人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和32年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	256	258	261	265	228
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養)	100	100	100	102	87
特定施設入居者生活介護	24	24	24	24	22

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

②地域密着型サービス

[地域密着型の整備計画]

(単位:カ所(人))

区 分		既存	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	圏域小計	管内合計
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)	黒部市	2(49)	0	0	0	2(49)	4(98)
	入善町	2(49)	0	0	0	2(49)	
	朝日町	0	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	黒部市	0	0	1(29)	0	1(29)	2(58)
	入善町	1(29)	0	0	0	1(29)	
	朝日町	0	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	黒部市	3(78)	0	1(25)	0	4(103)	6(153)
	入善町	1(25)	0	0	0	1(25)	
	朝日町	1(25)	0	0	0	1(25)	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	黒部市	9(126)	0(9)	1(9)	0	10(144)	21(288)
	入善町	8(90)	0	0	0	8(90)	
	朝日町	2(36)	1(18)	0	0	3(54)	
認知症対応型通所介護(デイサービス)	黒部市	3(27)	0	0	0	3(27)	10(93)
	入善町	5(42)	0	0	0	5(42)	
	朝日町	1(12)	0	1(12)	0	2(24)	
地域密着型通所介護(デイサービス)	黒部市	8(135)	2(30)	0	0	10(165)	19(289)
	入善町	5(63)	0	0	0	5(63)	
	朝日町	3(43)	0	1(18)	0	4(61)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	黒部市	1	0		0	1	2
	入善町	0	0	1	0	0	
	朝日町	0	0		0	0	
夜間対応型訪問介護	黒部市	0	0	0	0	0	0
	入善町	0	0	0	0	0	
	朝日町	0	0	0	0	0	

()内は定員

資料/新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

第4節 支え手である住民や介護人材の確保及び育成 (重点課題)

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者に加え、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみ世帯、また、認知症の方の増加が見込まれ、介護サービスの多様化が求められます。一方で、その担い手となる介護職員については、慢性的な人手不足が見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けることができるよう、介護サービスの担い手である、介護職員の人材確保に積極的に取り組んでいきます。また、合わせて住民主体の支え合い活動への支援を行っていきます。

1 介護職員就労定着支援の充実

【現 状】

市では、介護職員就労定着支援事業として、一定期間継続して市内の同一事業所に従事している職員及び雇用している事業所に対して、補助金を交付しています。また、介護事業所等に対し、離職防止や職場整備等に関するセミナーを開催するなど、職員の職場定着や人材発掘、資質向上につなげられるよう支援を行っています。

【施 策】

今後も、これらの支援事業を継続するとともに、事業の周知を図り、より多くの事業所、介護職員に活用いただき、介護職員が定着できるよう支援していきます。

2 介護職についての普及啓発活動の推進

【現 状】

介護人材の育成を図るには、小中学生の時から高齢者に関する事や介護及び認知症に関する理解を深め、介護や福祉の仕事への理解を伝えていくことが大切です。市では市内小学生を対象に、介護現場の見学や体験等を行い、介護の仕事に触れる機会を提供しています。そのほか市内中学校では、14歳の挑戦やボランティア活動で、福祉施設における仕事の体験を行っています。

【施 策】

小中学生の時から福祉の体験や高齢者との交流を図り、介護や福祉へ正しい理解と関心を高めていきます。

また、引き続き、介護職員の処遇改善について、国や県へ働きかけを行うとともに、人材の新規就労を促進するため、県の施策とも連携して、介護職のイメージアップの促進に努めます。

3 地域の支え合い活動への支援

【現 状】

支え合いの地域づくりを推進し、通いの場の支え手等として活動できる「地域支え合い推進員」の養成を行っています。

通いの場では、介護予防体操等を行い、地域でのふれあいを通して、支え合い活動を住民主体で継続的に開催されており、地域ごとに特色のある取組が展開されています。

また、地域での支え合い活動や介護事業所等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、そのポイント数に応じた額を支給する「介護支援サポーターポイント事業」を実施しています。

【施 策】

地域支え合い推進員の養成を進めるとともに、推進員に対するフォローアップ研修を実施し、活動に必要な知識や技能の充実を図ります。

また、住民主体の通いの場の開設や運営に対する費用の一部を補助するとともに、必要時は指導や助言を行い、通いの場の新規開設や活動の継続に対する支援を行っていきます。更に、住民主体の通いの場等で介護予防のための体操や運動を指導・助言できる資格の取得を支援し、より効果的な通いの場の活動を推進していきます。

このほか、介護支援サポーターポイント事業を推進し、支え合い活動やボランティア活動の活性化を図ります。

4 地域の認知症ネットワークの構築への支援

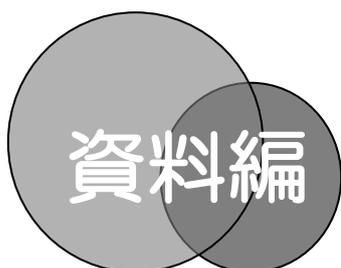
【現 状】

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する、認知症サポーターを養成する講座（認知症サポーター養成講座、小中学生を対象とした認知症ジュニアサポーター養成講座等）を開催しています。

【施 策】

引き続き、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。特に今後は、職域や若年層に重点を置いて認知症サポーターを養成していきます。

また、認知症サポーターを対象に、より地域の中で活躍できるステップアップしたサポーターの養成を進め、地域の認知症ネットワークの構築に努めていきます。



資料編

- 資料 1 計画策定の経過
- 資料 2 黒部市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿
- 資料 3 黒部市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱
- 資料 4 用語解説
- 資料 5 介護サービス用語解説

資料1 計画策定の経過

年 月	策定委員会	その他
R5年6月		策定委員会公募委員の募集
R5年10月	第1回策定委員会(31日) ・黒部市高齢者福祉計画策定方針等の検討 ・策定スケジュールの提示	
R5年12月	第2回策定委員会(25日) ・高齢者福祉計画素案の検討	
R6年1月	第3回策定委員会(16日) ・高齢者福祉計画素案の検討	
R6年2月		パブリックコメントの実施 (2月1日～3月1日)
R6年3月		「黒部市高齢者福祉計画」策定 「黒部市高齢者福祉計画」公表

資料2 黒部市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

	役職名	氏名	区分
委員長	黒部市社会福祉協議会会長	前田 潤	学識経験者
副委員長	特別養護老人ホーム越野荘施設長	村田 治彦	福祉事業者
委員	新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会 黒部支部支部長	大角 ひと美	
〃	黒部市民生委員児童委員協議会副会長	山本 正明	各種団体
〃	黒部市老人クラブ連合会会長	此川 昇	
〃	黒部地区医師会会長	大橋 直樹	学識経験者
〃	富山県新川厚生センター所長	大江 浩	行政機関
〃	新川地域介護保険・ケーブルテレビ 事業組合総務課長	米澤 信二	
〃	公募委員	中西 由美子	公募
〃	公募委員	家城 香織	

資料3 黒部市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年8月1日
黒部市告示第74号

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく黒部市高齢者福祉計画の策定に関し必要な事項を検討するため、黒部市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1)黒部市高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)福祉事業・団体の関係者
- (2)学識経験を有する者
- (3)関係行政機関の職員
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定に係る事項の協議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に掲げる所掌事務の協議検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

資料4 用語解説

あ行

ICT（情報通信技術）

情報通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

安否確認センサー

緊急通報装置と同時に寝室や玄関、廊下などに設置するセンサー。日常生活パターンを機械的に管理し、高齢者の行動等に異常があった場合、自動的に緊急通報装置が動き安否を確認する。

NPO

NPOはNonProfit Organizationの略で一般的には「特定非営利活動法人」と訳される営利追求を目的としない民間組織をいう。社会福祉活動分野ではサービスの新たな供給主体として期待されている。

か行

介護医療院

平成30年度から新たに設けられた施設で、日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取りターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

介護（保険）サービス 介護予防サービス

介護保険の要介護等認定の結果、要介護又は要支援と認定された場合に受けることができるサービス。入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部、又は一部について、

何らかの介護を提供すること。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。

介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対して、介護予防、自立支援及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な視点からマネジメントを行う。

介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

買い物弱者

車の運転ができず、家族の支援も得られないことなどにより、食料品等の買い物が自由に行えない高齢者。買い物弱者の問題は一般的に公共交通の便が悪く、徒歩圏内に商店がない過疎地域であることが多い。

機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として行う訓練。

虐待

保護下にある者が、他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること。

緊急通報装置

具合が悪くなった場合、装置のボタンを押すことにより、指定した緊急連絡先や、コールセンター、消防署へ連絡が届き、高齢者の安全の確保を図る装置。

黒部市健康増進計画

市民の健康づくりの基本となる計画。「健康寿命の延伸」を基本目標とし、生涯元気で生活できる人の増加、早世の予防、寝たきり・認知症の予防、生活の質の向上を目指し、健康づくりのための市が取り組むこと及び地域と市民の行動指針を示している。

黒部市地域防災計画

黒部市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づき、市、防災関係機関、自治振興会、市民等の処理すべき防災対策の基本を総合的に定めたもの。

ケアマネジメント

適切に介護サービスを利用できるようにするためケアマネジャーが、利用者のケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービス

が提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行うこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度で、本人の希望や必要性に応じて利用限度額・回数の中でどのようなサービスを組み合わせるかというケアプランの作成等を行う専門職。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

権利擁護

判断能力が不十分な人に対して「その人らしく地域で暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利など）を守ること。

高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。

高齢者虐待防止法

65歳以上の高齢者に対する、暴行、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言など心理的外傷を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなどの虐待行為について、発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務、及び市町村権限による自宅、入所施設への立入り調査、地元警察署長への援助要請、市町村長や施設長が、虐待をした家族などの養護者と、虐待を受けたお年寄りの面会の制限ができる事などを規定した法律。

高齢者向け定期券購入費助成

富山地方鉄道が販売する、63歳以上を対象

とした鉄道、市内電車、バス全線が乗り放題の定期券（ゴールドパス、夫婦 de ゴールド、いきいきパス）を購入された、70 歳以上の高齢者に対し、市で、購入経費の一部（一人当たり年間限度額 1 万円）を助成するもの。

国勢調査

統計法に基づき、総務大臣が国勢統計を作成するために、日本に居住している全ての人及び世帯を対象として実施される国の最も重要かつ基本的な統計調査である。国内の人口、世帯、産業構造等などについて調査が行われる。基本的には 5 年ごとに、かつ西暦が 5 の倍数の年に実施される。

子育てサポーター

保育所や児童館など地域の身近な施設において様々なボランティア活動に参加してもらう、あらかじめ登録された子育て支援活動に意欲のある高齢者や団塊の世代のこと。

さ行

サルコペニア

加齢による筋肉量の減少及び筋力の低下のこと。

市民後見人

認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国・都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人であり、地域で

福祉活動を行う地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関等の団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う民間機関。

社会福祉士

身体・精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある人たちの福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に定められた、高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を請負、委任の形で行う公益法人。

成年後見制度

認知症や障がい等により判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約）を代理権等が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状態な状態になった時に備えてあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

た行

単位老人クラブ

町内単位など一定数で組織する老人クラブのこと。

団塊の世代

戦後のベビーブームと言われる昭和 22（1947）年～24（1949）年頃に生まれた世代。

地域ケア会議

地域包括ケアシステム構築のため、地域の実情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。多職種で話合う場を設け、問題解決に当たるもの。

地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のこと。平成27年度からは、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3種類で構成される。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに要介護高齢者の自立した日常生活を送れるよう、地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③総合相談支援事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの支援事業を主に行っている。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されている。

地域密着型サービス

認知症の人や要介護度が比較的重い人でも、住み慣れた地域でできる限り生活を続けられるように、提供されるサービス。基本的には、事業所のある市区町村の住民が利用できるサービス。本市の場合、事業所の指定や監督は新川介護保険・ケーブルテレビ事業組合が行う。

地区社会福祉協議会

住民自身が自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的にとらえ、問題解決にむけて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組むための機関。16地区の小学校区単位にある社会福祉協議会支部。

デマンドタクシー

事前登録した利用者の自宅等にタクシーが迎えに行き、利用者が行きたい場所に送り届けてくれるシステム。公共交通空白地帯を解消する施策の一つとして実施している。

特殊詐欺

犯人が、電話やはがき等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる犯罪。

富山県交通安全アドバイザー

知事の依頼に基づき高齢者の交通事故防止活動を行っている。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者等で日常生活において判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送

れるよう金銭管理や福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助等福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う事業。

認知症

様々な原因によって、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで、記憶をはじめとした知的な働き（認知機能）が低下し、日常生活に支障が出ている状態である。代表的な原因疾患は、アルツハイマー病によるアルツハイマー型認知症、脳梗塞・脳出血・脳動脈硬化など脳血管疾患による脳血管性認知症がある。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など誰でも気軽に集える場所。認知症について学んだり考えたりすることができる。

認知症ケアパス

認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を有し、地域で認知症の高齢者やその家族を見守る応援者。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症を疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策

や事業の企画調整等を行う人。

は行

徘徊

認知症における行動障害のひとつ。家の中や施設だけでなく、屋外を歩き回ること行動もあり、事故につながるリスクも高い。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

避難支援プラン（個別避難計画）

人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりに係る避難支援者、避難場所、避難経路など避難方法、避難時の配慮事項等を具体的に記載したもの。

ふれあい福祉券

70歳以上の元気な高齢者が黒部市内の登録されている理美容店、入浴施設や文化施設、公共交通機関等で利用できる券。

フレイル

加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性など多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味すると定義されている。

平均寿命

0歳の者があと平均何年生きられるかを示した数。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職。

ボランティアセンター

ボランティアがともに集い、学び合いの場として、連帯の輪を広げるための拠点。また、ボランティア活動をしやすいように環境を整備し、活動を推進していくため、様々な援助を行っている。

ま行

民生委員

民生委員法に基づき市町村に置かれる民間奉仕者(正確には民生委員・児童委員)。委員は市町村に設置された民生委員推薦会により選考され、都道府県知事の推薦を受け厚生労働大臣が委嘱する。給与は支給されず、任期は3年間。常に地域住民の立場に立ち、関係機関と連携し、ボランティアとして自発的・主体的に相談や情報提供、連絡通報、調整を行う。

や行

ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障がいのある、なし、などの区別なく、全ての人々が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザインをいう。社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れていくことがユニバーサルデザインの考え方である。

要支援・要介護状態

要支援状態とは、身体上若しくは精神上の障がいがあるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、又は身体上若しくは精神上の障がいがあるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて要支援 1～2 の区分があり、その区分に該当する者をいう。

要介護状態とは、身体上又は精神上の障がいがあるために入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部、又は一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護 1～5 の区分があり、その区分に該当する者をいう。

ら行

リハビリ(リハビリテーション)

病気や怪我などによって障がいを持った人が、自立した元通りの生活若しくは元通りの状態に近い生活を送るための訓練・治療を行うものです。更に、生活だけではなく仕事や旅行、買い物等の余暇など、社会の場へ再び参加することを目指して行うもの。

老人クラブ

概ね60歳以上の高齢者で組織する自主的団体で、自らの知識や経験を生かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通して、老後の生活を豊かなものにするを目的としている。

資料5 介護サービス用語解説

○ 介護給付サービス

サービス名	内 容
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う。
訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	通所介護施設などに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションが提供される。
短期入所生活介護（特養）	短期間施設に入所しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する。
短期入所療養介護（老健・療養型）	短期間施設に入所しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する。
福祉用具貸与	車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行う。
特定福祉用具購入費	排せつや、入浴などに用いる用具の購入費を支給する。
住宅改修費	住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給する。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどで必要な介護サービスを受ける。
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護認定者に対して提供するサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や連絡により、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護や、機能訓練を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間の巡回や連絡により、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護や、機能訓練を行う。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症にある人が、通所介護施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービス。
小規模多機能型居宅介護	サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービス。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症にある人が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画に基づいておこなわれる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。
看護小規模多機能型居宅介護	利用者の状況に応じて小規模な住宅型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられるサービス。
地域密着型通所介護	通所介護の内、小規模型通所介護でのサービス。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に 入所できる施設。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、 健康管理などのサービスが利用できる。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な 高齢者などが入所する。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の 介助などが受けられる。 介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等 の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割 が一層期待されている。
介護医療院	2018年度(平成30年度)から新たに設けられた施設で、日常的な 医学管理が必要な要介護者の受け入れや看取りターミナル等の機能と 生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設。 介護療養病床(介護療養型医療施設)と医療療養病床からの移行が見 込まれる。
介護療養型医療施設 (療養型病床)	急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者 などが入院できる。医療、療養上の管理、看護などが受けられる。 2023年度(令和5年度)までに、介護医療院へ順次移行することが 見込まれる。

○ 介護予防給付サービス

サービス名	内 容
介護予防訪問看護	看護師などが一定の期間、居宅を訪問しておこなう、療養上のサービス 又は必要な診療の補助。
介護予防訪問リハビリテーション	一定の期間、利用者の居宅で提供されるリハビリテーション。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師によって提供される、療養上の管理及び指導な ど。
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療 法士などによるリハビリテーションが提供される。
介護予防短期入所生活介護(特養)	介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練な どを受けることができる。
介護予防短期入所療養介護(老健・療養型)	保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、 機能訓練などを受けることができる。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高 齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行う。
介護予防特定福祉用具購入	日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援する。 腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当する。
介護予防住宅改修	日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な住宅改修の費用を支給。
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している人が、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の 日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービス。
介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)	認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを利用して、入浴、 排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受ける ことのできるサービス。
介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み 合わせて、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や 機能訓練を受けることのできるサービス。
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症にある人が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能 訓練が受けられるサービス。
介護予防支援	地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委 託した介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者の心身状況や生活 目標など個別に対応した介護予防プランを作成する。

黒部市高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月発行

発行 黒部市

編集 黒部市市民福祉部福祉課

〒938-8555

富山県黒部市三日市1301番地

TEL 0765-54-2111 FAX0765-54-4115

<http://www.city.kurobe.toyama.jp>



黑部市